

豊富町地域防災計画

《資料編》

令和6年3月

豊富町防災会議

目次

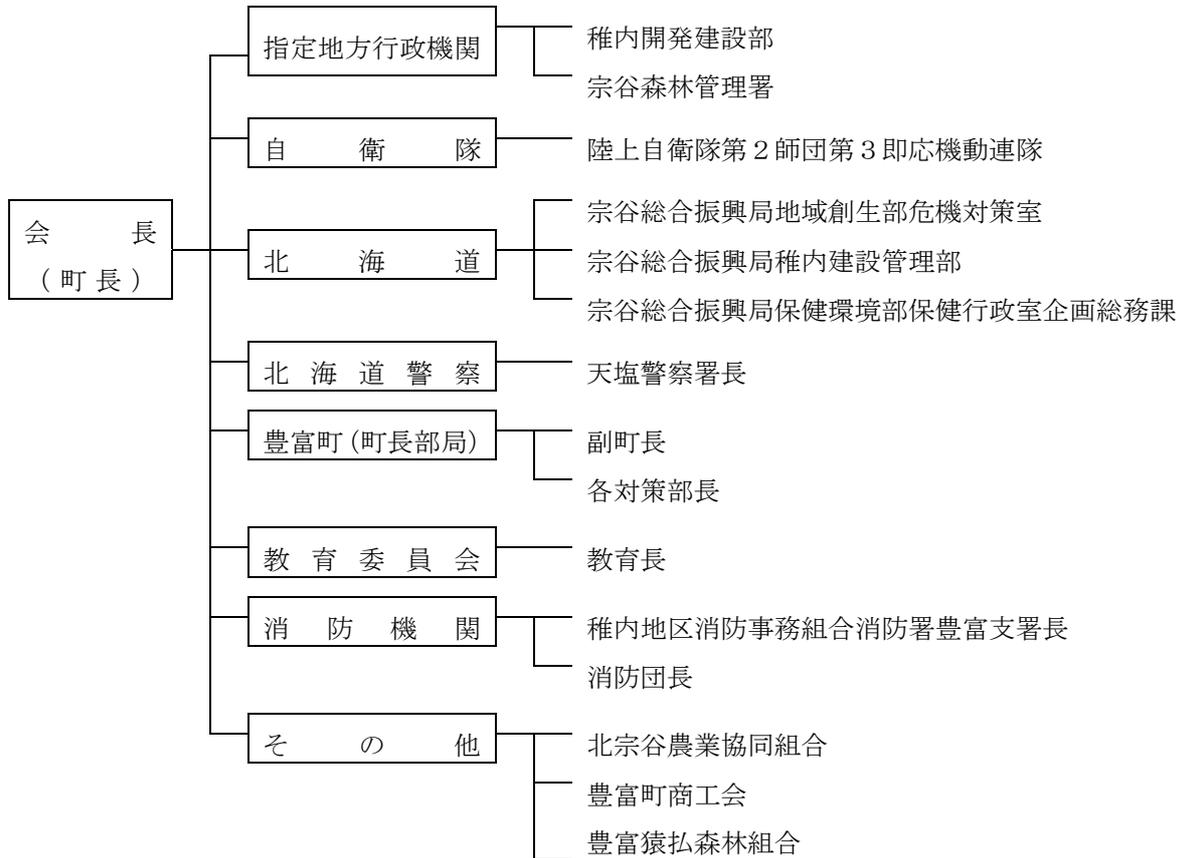
1 防災組織	1
資料1-1 豊富町防災会議構成図（町長部局）	1
資料1-2 災害対策本部	2
資料1-3 災害対策本部の業務分担	3
資料1-4 関係機関の連絡先	14
2 消防組織及び消防施設の現況	17
資料2-1 消防機構	17
資料2-2 消防職員の配置状況	17
資料2-3 消防団員の配置状況	17
資料2-4 消防車両等の現況	18
資料2-5 施設	18
3 気象等に関する資料	19
資料3-1 町の気象概況	19
資料3-2 警報基準・注意報基準	20
資料3-3 気象庁震度階級関連解説表	22
4 災害危険区域等に関する資料	26
資料4-1 水防区域	26
資料4-2 市街地における洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域	26
資料4-4 洪水浸水想定区域	27
資料4-5 高波、高潮、津波等危険区域	34
資料4-6 津波災害警戒区域	35
資料4-7 土砂災害（特別）警戒区域	39
資料4-8 山地災害危険地区	40
資料4-9 危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧	42
資料4-10 地震想定	44
5 避難等	69
資料5-1 避難場所一覧	69
資料5-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設	73
6 物資・資機材・医療等	74
資料6-1 防災資機材保有状況	74
資料6-2 救援備蓄物資一覧	74
資料6-3 医療機関等一覧	76

7 通信・交通・インフラ等に関する資料	77
資料7-1 標章.....	77
資料7-2 ヘリコプター離着陸場所在地.....	78
8 応急・復旧	79
資料8-1 被害状況判定基準.....	79
資料8-2 災害復旧事業等に係る事業別国庫負担等一覧.....	82
資料8-3 応急金融の概要.....	86
9 条例・要綱・要領・協定等	99
資料9-1 豊富町防災会議条例.....	99
資料9-2 豊富町防災会議運営規程.....	101
資料9-3 豊富町災害対策本部条例.....	102
資料9-4 豊富町災害対策本部運営規程.....	103
資料9-5 北海道雪害対策実施要綱.....	105
資料9-6 北海道融雪災害対策実施要綱.....	111
資料9-7 災害情報等報告取扱要領.....	115
資料9-8 火災・災害等即報要領.....	126
資料9-9 緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画.....	147
資料9-10 緊急消防援助隊受援計画.....	158
資料9-11 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱.....	169
資料9-12 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領.....	177
資料9-13 救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン.....	179
資料9-14 ドクターヘリ要請基準.....	181
資料9-15 被災宅地危険度判定実施要綱.....	182
資料9-16 北海道震災建築物応急危険度判定要綱.....	188
資料9-17 災害義援金募集委員会及び事業要綱骨子.....	193
資料9-18 災害義援金募集事業要綱骨子.....	194
資料9-19 応援協定一覧.....	196
10 様式	199
様式1 気象通報受理簿（兼送信票）.....	199
様式2 避難所収容台帳.....	200
様式3 避難所設置及び収容状況.....	201
様式4 物資受払簿.....	202
様式5 被災者救出状況記録簿.....	203
様式6 世帯構成員別被害状況.....	204
様式7 物資購入（配分）計画表.....	204
様式8 物資の給与状況.....	205

様式9 物資給与及び受領簿	206
様式10 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	207
様式11 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	208
様式12 救急患者の緊急搬送情報伝達票	209
様式13 自衛隊災害派遣要請の依頼について	210
様式14 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について	211

1 防災組織

資料 1 - 1 豊富町防災会議構成図



資料 1 - 2 災害対策本部

本部長：町長

副本部長：副町長・教育長

本部員：各部長・副部長

部	部長	副部長	構成班
総務対策部	総務課長、 防災監	総務課長補佐	総務班、広報班
財政対策部	財政課長	財政課長補佐	財政班、税務班
住民対策部	町民課長、 保育園長	町民課長補佐	住民班、福祉班、 生活環境班
保健対策部	保健推進課長	保健推進課長補佐	保健班
農林水産対策部	農林水産課長	農林水産課長補佐	農政班、林業水産班
商工観光対策部	商工観光課長	商工観光課長補佐	商工観光班、 鉱山保安班
建設対策部	建設課長	建設課長補佐	事業班、建築班、上下 水道班、財産管理班
教育対策部	教育次長	教育次長補佐	学校教育班、 社会教育班
医療対策部	国保診療所事務長	事務次長	医療班
支援対策部	議会事務局長		
協力機関	消防支署長	消防主幹	

資料1-3 災害対策本部の業務分担

1 総務対策部

(1) 総務班

所 掌 事 項	所管課・係
<p>【予防】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画等の防災関連計画の作成・更新に関する事 2 個別避難計画及び避難行動要支援者名簿の作成・更新に関する事 3 ハザードマップの作成に関する事 4 職員等に対する防災思想・知識の普及啓発及び防災教育に関する事 5 町民に対する防災思想・知識の普及啓発及び防災教育に関する事 6 防災訓練等による救助・救急体制の強化に関する事 7 避難場所等の指定・普及啓発に関する事 8 避難経路や避難場所の案内標識の設置に関する事 9 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮に関する事 10 広域一時滞在避難に関する応援協定に関する事 11 円滑な相互応援の実施のために必要な協定の締結等に関する事 12 自主防災組織等の住民組織の育成指導に関する事 13 地域の防災活動におけるリーダーの育成に関する事 14 円滑に物資供給事業者の協力を得るために必要な協定の締結等 15 家庭、事業所における非常持出品の備蓄の啓発に関する事 16 支援物資の供給等に係る連携体制の整備に関する事 17 非常用物資の備蓄促進に関する事 18 災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関する事 19 積雪寒冷を想定した避難所等の対策に関する事 20 災害時における警戒避難体制の整備等に関する事 21 関係機関の情報共有化に関する事 22 町民等への情報伝達体制の強化に関する事 23 観光客、高齢者等の要配慮者対策に関する事 24 帰宅困難者等対策の推進に関する事 25 災害対策本部等の機能強化に関する事 26 行政の業務継続体制の整備に関する事 27 広域応援・受援体制の整備に関する事 28 ライフラインの確保に関する事 	総務課 総務係 危機対策係
<p>【応急】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び本部員会議に関する事 2 災害対策本部の設置及び廃止に関する事 3 災害対策本部の庶務に関する事 4 関係機関との連絡に関する事 5 自衛隊の派遣要請の出動要請に関する事 6 気象の予警報等、情報の受理及び通知に関する事 7 避難指示等の避難情報の発令に関する事 8 各部（班）の連絡調整に関する事 9 他市町村との相互応援に関する事 10 職員の非常招集・動員、出動状況の記録に関する事 11 動員職員の食料、寝具、災害出動用被服等の配布に関する事 12 救助法の適用に関する事 13 公務災害補償に関する事 14 労務供給に関する事 15 住民組織等との連絡調整に関する事 16 その他各部に属さない事 	

(2) 広報班

所 掌 事 項	所管課・係
<p>【予防】</p> <p>1 災害情報の伝達に必要な施設・設備の整備に関する事</p> <p>【応急】</p> <p>1 住民に対する警報、避難命令、災害情報の広報に関する事</p> <p>2 各地区との連絡調整に関する事</p> <p>3 安否情報に関する事</p> <p>4 本部として行う広報活動及び報道機関との連絡調整に関する事</p> <p>5 国、道、その他関係機関への陳情等の調整に関する事</p> <p>6 災害の記録に関する事</p> <p>7 通信連絡機能の確保に関する事</p> <p>8 災害復旧と総合計画の調整に関する事</p>	<p>総務課 地域振興係 行政係</p>

2 財政対策部

(1) 財政班

所 掌 事 項	所管課・係
【応急】 1 災害時の物品調達に関する事 2 災害対策に必要な財政措置に関する事 3 義援金の受付、保管に関する事 【復旧】 1 災害復旧予算措置に関する事	財政課 財政係 出納室

(2) 税務班

所 掌 事 項	所管課・係
【応急】 1 被害状況（人的被害、住家被害、非住家被害）調査に関する事 2 災害に伴う税の減収見込み額の把握に関する事 3 被災者の減免に関する事 4 救援物資の仕分けに関する事 【復旧】 1 り災証明に関する事	財政課 税務係

3 住民対策部

(1) 住民班

所 掌 事 項	所管課・係
【応急】 1 被災者の避難場所等への誘導に関する事 2 避難者の移送に関する事 3 避難所及び避難場所の開設、管理運営の総括に関する事 4 避難場所等の記録（避難者名簿等）及び報告に関する事 5 災害による行方不明者の捜索に関する事 6 遺体の収容処理及び埋葬に関する事 7 その他特命事項に関する事※	町民課 戸籍住民係

(2) 福祉班

所 掌 事 項	所管課・係
【予防】 1 避難行動要支援者に対する避難支援等関係者の確保・育成に関する事 2 要配慮者等及び避難支援等関係者に対する防災思想・知識の普及啓発及び防災教育に関する事 3 ボランティア活動の環境整備に関する事 4 災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関する事 5 災害時における福祉的支援に関する事 【応急】 1 避難行動要支援者の避難等の安全確保及び保護に関する事 2 防災ボランティアの受入れ及び調整に関する事 3 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する事 4 被災者への炊出し及び食糧の調達及び配布に関する事 5 衣料品及び生活必需品等、救援物資の調達及び配布に関する事 6 救援物資の一時集積場所に関する事 7 社会福祉施設の被害調査に関する事 8 保育園・保育所児童の避難計画並びに保護者との連絡調整に関する事 9 保育園・保育所施設の被害調査に関する事 10 災害に係る相談、苦情等に関する事 11 その他特命事項に関する事※	町民課 社会福祉係 子ども係 保育園

(3) 生活環境班

所 掌 事 項	所管課・係
【予防】 1 災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関する事 2 災害廃棄物の処理体制の整備に関する事 3 防疫対策に関する事 【応急】 1 塵芥の収集、し尿の汲み取りの処理に関する事 2 避難所における仮設トイレの設置に関する事 3 被災地の防疫の実施に関する事 4 その他特命事項に関する事※ 【復旧】 1 災害廃棄物の処理計画に関する事	町民課 生活環境係

4 保健対策部

(1) 保健班

所 掌 事 項	所管課・係
<p>【予防】</p> <p>1 災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関する事</p> <p>【応急】</p> <p>1 被災者の健康管理に関する事</p> <p>2 感染症の予防に関する事</p> <p>3 住民の心身の健康状態と生活環境の把握に関する事</p> <p>4 被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護に関する事</p> <p>5 医療救護所の設置及び運営に関する事</p> <p>6 医療機関等の連絡調整に関する事</p> <p>7 その他特命事項に関する事※</p>	<p>保健推進課 保険給付係 保健予防係 介護保険係 包括支援センター</p>

5 農林水産対策部

(1) 農政班

所 掌 事 項	所管課・係
<p>【予防】</p> <p>1 災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関する事 2 農地・農業水利施設等の保全管理に関する事</p> <p>【応急】</p> <p>1 農畜産関係の被害調査及び報告に関する事 2 農作物及び家畜の防疫に関する事 3 農畜産関係の応急復旧に関する事 4 死亡獣畜処理に関する事 5 労務相談、供給に関する事 6 関係機関との連絡調整に関する事 7 主要食糧の調達に関する事 8 被災相談（産業関係）に関する事 9 その他特命事項に関する事※</p>	<p>農林水産課 酪農振興係 農業委員会</p>

(2) 林業水産班

所 掌 事 項	所管課・係
<p>【予防】</p> <p>1 海岸保全施設等の整備に関する事 2 災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関する事 3 港湾の機能強化に関する事 4 森林の整備・保全に関する事</p> <p>【応急】</p> <p>1 林業・水産関係の被害調査及び報告に関する事 2 林業・水産関係の被害対策及び復旧に関する事 3 林業・水産関係の応急復旧に関する事 4 山火事消防に関する事 5 津波・高潮警報発令における港湾及び漁民対策 6 労務相談、供給に関する事 7 関係機関との連絡調整に関する事 8 被災相談（産業関係）に関する事 9 その他特命事項に関する事※</p>	<p>農林水産課 林業水産係</p>

6 商工観光対策部

(1) 商工観光班

所 掌 事 項	所管課・係
【予防】 1 観光施設に対する防災思想・知識の普及啓発及び防災教育に関する事 2 災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関する事 【応急】 1 商工観光関係の被害調査及び報告に関する事 2 商工観光関係の被害対策及び復旧に関する事 3 商工観光関係の応急復旧に関する事 4 労務相談、供給に関する事 5 関係機関との連絡調整に関する事 6 被災相談（産業関係）に関する事 7 その他特命事項に関する事※ 【復旧】 1 被災企業等への金融支援に関する事	商工観光課 商工観光係

(2) 鉱山保安班

所 掌 事 項	所管課・係
【予防】 1 鉱山及び関連施設の整備に関する事 2 災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関する事 【応急】 1 鉱山及び関連施設の被害調査及び報告に関する事 2 鉱山及び関連施設の被害対策及び復旧に関する事 3 鉱山及び関連施設の応急復旧に関する事 4 労務相談、供給に関する事 5 関係機関との連絡調整に関する事 6 被災相談（産業関係）に関する事 7 その他特命事項に関する事※	商工観光課 鉱山保安係

7 建設対策部

(1) 事業班

所 掌 事 項	所管課・係
<p>【予防】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 砂防設備等の整備、老朽化対策に関する事 2 災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関する事 3 緊急輸送道路及び交通ネットワークの整備に関する事 4 河川改修等の治水対策に関する事 5 暴風雪及び豪雪時の道路管理体制の強化に関する事 6 除雪体制の確保に関する事 7 陸路における流通拠点の機能強化に関する事 <p>【応急】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土木被害の調査及び路線の確保に関する事 2 道路、橋梁及び河川、堤防等の応急措置に関する事 3 災害復旧に関する事（障害物の除去を含む） 4 派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関する事 5 災害応急資材の確保に関する事 6 物資及び応急資材の輸送に関する事 7 関係機関との連絡調整に関する事 	建設課 事業係

(2) 建築班

所 掌 事 項	所管課・係
<p>【予防】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅・建築物等の耐震化に関する事 2 建築物等の老朽化対策に関する事 3 災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関する事 <p>【応急】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2 応急仮設住宅の設置に関する事 3 住宅の応急修理に関する事 4 被災地における建築制限に関する事 5 関係機関との連絡調整に関する事 	建設課 建築係

(3) 上下水道班

所 掌 事 項	所管課・係
<p>【予防】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に必要な資機材の備蓄に関する事 2 円滑に給水事業者の協力を得るために必要な協定の締結等に関する事 3 上下水道施設等の防災対策に関する事 <p>【応急】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の飲料水の確保及び給水に関する事 2 水道施設の被害調査及び応急措置に関する事 3 被災水道施設の復旧に関する事 4 下水道施設の被害調査及び応急措置に関する事 5 下水道施設の復旧に関する事 6 関係機関との連絡調整に関する事 	建設課 上下水道係

(4) 財産管理班

所 掌 事 項	所管課・係
【応急】 1 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること 2 災害時の車両確保及び配車に関すること	建設課 財産管理係

8 教育対策部

(1) 学校教育班

所 掌 事 項	所管課・係
【予防】 1 学校防災マニュアルの作成・更新に関する事 2 学校教育機関における防災思想・知識の普及啓発及び防災教育に関する事 【応急】 1 保育施設・教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 学用品等の配給に関する事 3 災害時の学校給食に関する事 4 児童、生徒の応急教育に関する事 5 児童・生徒の避難計画並びに保護者との連絡調整に関する事 6 施設の応急利用に関する事 7 被災児童、生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関する事 8 教職員の動員に関する事 9 その他特命事項に関する事※	教育委員会 総務学校係

(2) 社会教育班

所 掌 事 項	所管課・係
【応急】 1 社会教育、体育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 各種団体との連絡調整に関する事 3 文化財の保護及び応急対策に関する事 4 施設の応急利用に関する事 5 その他特命事項に関する事※	教育委員会 社会教育係 社会体育係

9 医療対策部

(1) 医療班

所 掌 事 項	所管課・係
【予防】 1 被災時の医療体制の強化に関する事 【応急】 1 被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護に関する事 2 救護所の設置及び管理に関する事 3 医療等の委託に関する事 4 医療、助産の薬品等の調達に関する事 5 感染症患者及び精神病患者の収容及び医療措置に関する事 6 助産及び被災者の救護に関する事 7 通院・入院患者の避難誘導に関する事	国保診療所

10 支援対策部

所 掌 事 項	所管課・係
【応急】 1 議会との連絡調整に関すること 2 その他特命事項に関すること※	議会事務局

11 協力機関

所 掌 事 項	所管課・係
【応急】 1 災害の予防及び警報並びに災害情報の収集及び広報に関すること 2 被災地における人命救助及び避難誘導に関すること 3 消防及び水防に関すること	稚内地区消防事務組合消防署豊富支署、消防団

資料 1-4 関係機関の連絡先

1 豊富町（役場・消防署・公共施設等）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
豊富町役場	豊富町大通 6 丁目	(0162) 82-1001
豊富町役場兜沼支所	豊富町字兜沼	(0162) 84-2228
稚内地区消防事務組合消防署豊富支署	豊富町東 1 条 7 丁目	(0162) 82-2005
豊富町教育委員会	豊富町西 4 条 8 丁目	(0162) 82-1355
豊富町国民健康保険診療所	豊富町東 1 条 8 丁目	(0162) 82-1515
豊富ヘリポート	豊富町字西豊富	090-2699-9607

2 保育所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
豊富保育園	豊富町東 1 条 5 丁目	(0162) 82-2236

3 学校（小中学校・高等学校）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
豊富高等学校	豊富町字上サロベツ475	(0162) 82-1709
豊富中学校	豊富町字西豊富	(0162) 82-1708
豊富小学校	豊富町大通 1 丁目	(0162) 82-1707
兜沼小中学校	豊富町字兜沼	(0162) 84-2007

4 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
宗谷総合振興局 総務課	稚内市末広 4 丁目 2 番27号	(0162) 33-2516
宗谷総合振興局 地域創生部危機対策室	稚内市末広 4 丁目 2 番27号	(0162) 33-2526
教育庁宗谷教育局	稚内市末広 4 丁目 2 番27号	(0162) 33-3924
宗谷総合振興局 稚内建設管理部	稚内市末広 4 丁目 2 番27号	(0162) 33-2550
宗谷総合振興局 保健環境部保健行政室	稚内市末広 4 丁目 2 番27号	(0162) 33-2538
宗谷農業改良普及センター宗谷北部支所	豊富町大通 1 丁目	(0162) 82-2119
宗谷家畜保健衛生所	枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘 8 丁目 3 番地	(01634) 2-2106
宗谷総合振興局 森林室	枝幸郡浜頓別町中央北 3 番地	(01634) 2-3821

5 北海道警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
天塩警察署	天塩郡天塩町新栄通 9 丁目	(01632) 2-2110
天塩警察署豊富駐在所	豊富町字上サロベツ2544番地38	(0162) 82-1703
天塩警察署兜沼駐在所	豊富町字上サロベツ335番地 3、3105 番 2	(0162) 84-2009

6 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第2師団第3即応機動連隊	名寄市内淵84	(01654) 3-2137

7 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
稚内開発建設部稚内道路事務所	稚内市潮見5丁目7番37号	(0162) 33-5276
宗谷森林管理署	稚内市港4丁目6番6号	(0162) 23-3617
稚内地方气象台	稚内市開運2丁目2番1号	(0162) 23-2678
稚内海上保安部	稚内市開運2丁目2番1号	(0162) 22-0118

8 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社豊富郵便局	豊富町大通3丁目	(0162) 82-2306
東日本電信電話株式会社北海道北営業支店	旭川市10条通10丁目	(0166) 20-5417
北海道電力ネットワーク株式会社 稚内ネットワークセンター	稚内市港3丁目1番13号	(0162) 23-4001
日本赤十字社北海道支部宗谷地区	稚内市末広4丁目2番27号 (宗谷総合振興局社会福祉課)	(0162) 33-2573
日本放送協会稚内支局	稚内市港1丁目2番3号	(0162) 23-3403
北海道旅客鉄道株式会社幌延駅	幌延町1条南1丁目	(01632) 5-1009
日本通運株式会社稚内支店	稚内市開運2丁目1番7号	(0162) 23-2651

9 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
宗谷医師会	稚内市宝来1丁目1番1号 ベリスタ宝来102号室	(0162) 24-1510

10 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北宗谷農業協同組合	豊富町停車場通8	(0162) 82-2112
豊富町商工会	豊富町東1条6丁目	(0162) 82-1145
豊富猿払森林組合	豊富町字上サロベツ2546番地の227	(0162) 82-2102
豊富建設業協会	豊富町東3条7丁目	(0162) 82-1101
豊富町社会福祉協議会	豊富町西1条8丁目	(0162) 82-1690
北海道農業共済組合宗谷支所	豊富町字兜沼	(0162) 73-3355
稚内漁業協同組合豊富支所	豊富町字稚咲内	(0162) 85-2031

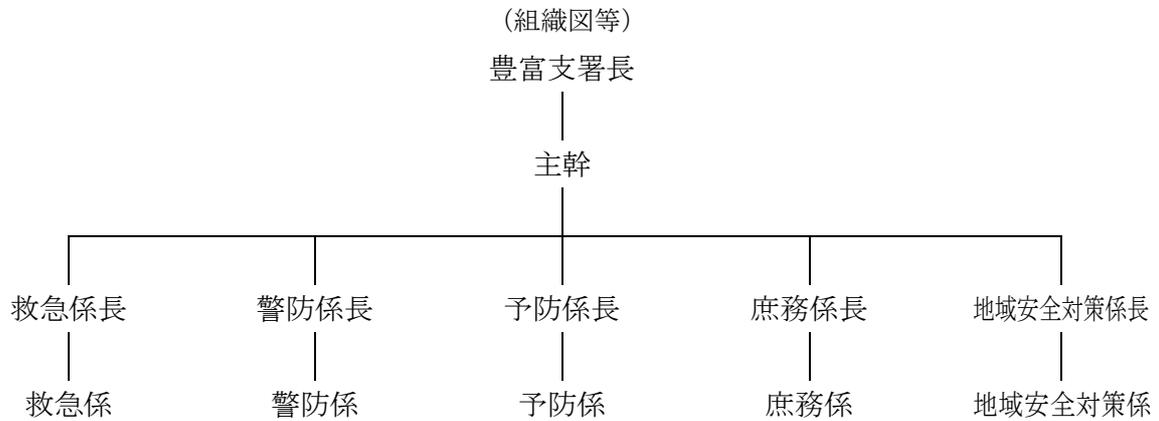
11 近隣市町村（管内市町村）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
稚内市	稚内市中央 3 丁目 13 番 15 号	(0162) 23-6161
利尻町	利尻町杓形字緑町 14 番地 1	(0163) 84-2345
利尻富士町	利尻富士町鷲泊字富士野 6	(0163) 82-1111
猿払村	猿払村鬼志別西町 172 番地 1	(01635) 2-3131
浜頓別町	浜頓別町中央南 1 番地	(01634) 2-2345
中頓別町	中頓別町字中頓別 172 番地 6	(01634) 6-1111
枝幸町	枝幸町本町 916 番地	(0163) 62-1234
幌延町	幌延町宮園町 1 番地 1	(01632) 5-1111
礼文町	礼文町大字香深村字トシナイ 558 番地 5	(0163) 86-1001

2 消防組織及び消防施設の現況

資料2-1 消防機構

(令和6年3月現在)



資料2-2 消防職員の配置状況

(令和6年3月現在)

階級 名称	消防監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防士 長	消防 副士長	消防士	その他	計
豊富支署			3	5	6	0	5		19

資料2-3 消防団員の配置状況

(令和6年3月現在)

階級 名称	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	1	2						3
第1分団			1	1	3	6	34	45
第2分団			1	1	2	3	17	24
計	1	2	2	2	5	9	51	72

資料2-4 消防車両等の現況

(令和6年3月現在)

車両等 所属	消 防 車 両				消 防 無 線		
	呼び出し名称	種別	登録番号	備考	基地局	卓上型	移動局
豊 富 支 署	豊富消防タンク2	タンク車	2 7 5 4		1	1	6
	豊富消防指令1	指令車	1 0 9 3				
	豊富消防水槽3	水槽車	2 4 0 6				
	豊富消防救工4	救助工作車	1 8 3 5				
		梯子車	1 6 6 6				
	豊富救急1	救急車1	2 7 6 8				
	豊富救急2	救急車2	1 1 9				
第 1 分 団		サロベツ1号	2 3 6 1		1	1	2
		サロベツ2号	3 9 7 6				
		サロベツ3号	1 6 2 7				
	豊富消防21	サロベツ4号	2 2 0 4				
	豊富消防22	サロベツ5号	6 9 3 7				
第 2 分 団	豊富消防31	サロベツ6号	2 2 0 6				1
計					1	1	9

資料2-5 施設

(令和6年3月現在)

地区	区分	消 火 栓	防 火 水 槽		合 計
		公 設	40m ³ ~60m ³	40m ³ 未満	
豊 富 地 区		83	15	1	99
温 泉 地 区		5	4		9
兜 沼 地 区		7	2	1	10
稚 咲 内 地 区		2	1	1	4
計		97	22	3	122

3 気象等に関する資料

資料3-1 町の気象概況

年	降水量		気温		風速・風向		最深積雪 (cm)
	合計	日最大	最高	最低	最大瞬間風速		
					風速	風向	
	(mm)	(mm)	(°C)	(°C)	(m/s)	(m/s)	
2000	1270	82	33.1	-22.1	///	///	93
2001	1370	73	28.1	-23	///	///	120
2002	1180	46	29.3	-18.2	///	///	77
2003	849	47	27.3	-23.1	///	///	108
2004	1079	83	28.3	-19.4	///	///	135
2005	937	51	29.5	-22.5	///	///	114
2006	1163	71	30.8	-23.6	///	///	93
2007	766	70	29.1	-19.2	///	///	87
2008	640.5	29	29	-25	20.7]	西北西	81
2009	907.5	56.5	29.4	-19	21.8	西南西	87
2010	1167.5	86.5	29.3	-20.1	27.2	西南西	104
2011	1134	61.5	28.1	-24.7	25	西南西	72
2012	1014	98.5	30.7	-27.1	29	南南西	118
2013	895	46.5	30.6	-24.2	23.9	西南西	109
2014	884	110.5	28.1	-28.8	28.3	南西	82
2015	924	84	26.9	-21.4	31.6	南南西	59
2016	1004	69.5	29.7	-22.5	23.3	東北東	66
2017	871	42.5	27.3	-23.2	24.2	南西	55
2018	885	46	30.8]	-22.7	28.6	西南西	82
2019	771	99.5	30.8	-16.9	20.9	西	56
2020	1148	83	30.5	-21	21.6	南南西	51
2021	937.5	51	32.8	-20.2	28.7	西北西	94
2022	902	74	29.8	-21.7	22.4	南南西	98
2023	1185	86	32.1	-18.9	22.5	南	86

資料：気象庁（観測地点：豊富）

「]」付きの値は欠測を含む「準正常値」。「]」付きの値は一定の割合以上の欠測を含む「資料不足値(統計には使用していません)」。

資料3-2 警報基準・注意報基準

1 警報基準

令和5年6月8日現在
発表官署 稚内地方気象台

府県予報区	宗谷地方		
一次細分区域	宗谷地方		
市町村等をまとめた地域	宗谷北部		
大雨	(浸水害)	雨量基準	11
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	105
洪水		流域雨量指数基準	サロベツ川流域=19.5, 下エベコロベツ川流域=18.3, 福永川流域=10, 目梨別九線川流域=8.1
		複合基準※1	—
		指定河川洪水予報による基準	—
暴風	平均風速	陸上	20m/s
		日本海	25m/s
暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪による視程障害を伴う
		日本海	25m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	1.6m	

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

2 注意報基準

令和5年6月8日現在
発表官署 稚内地方気象台

府県予報区	宗谷地方		
一次細分区域	宗谷地方		
市町村等をまとめた地域	宗谷北部		
大雨	表面雨量指数基準	6	
	土壌雨量指数基準	78	
洪水	流域雨量指数基準	サロベツ川流域=15.6, 下エベコロベツ川流域=14.6, 福永川流域=6.6, 目梨別九線川流域=6.4	
	複合基準 ^{※1}	—	
	指定河川洪水予報による基準	—	
強風	平均風速	陸上	13m/s
		日本海	15m/s
風雪	平均風速	陸上	11m/s 雪による視程障害を伴う
		日本海	15m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
波浪	有義波高	3.0m	
高潮	潮位	1.1m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	50mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
濃霧	視程	陸上	200m
		日本海	500m
乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%		
なだれ	(1) 24時間降雪の深さ30cm以上 (2) 積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
低温	5月～10月：(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：(最低気温) 平年より8℃以上低い		
霜	最低気温3℃以下		
着氷	船体着氷：水温4℃以下 気温-5℃以下で風速10m/s以上		
着雪	気温が0℃ぐらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80mm	

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

資料3-3 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- 1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じ	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
	る。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建築（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設 の天井等の 破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

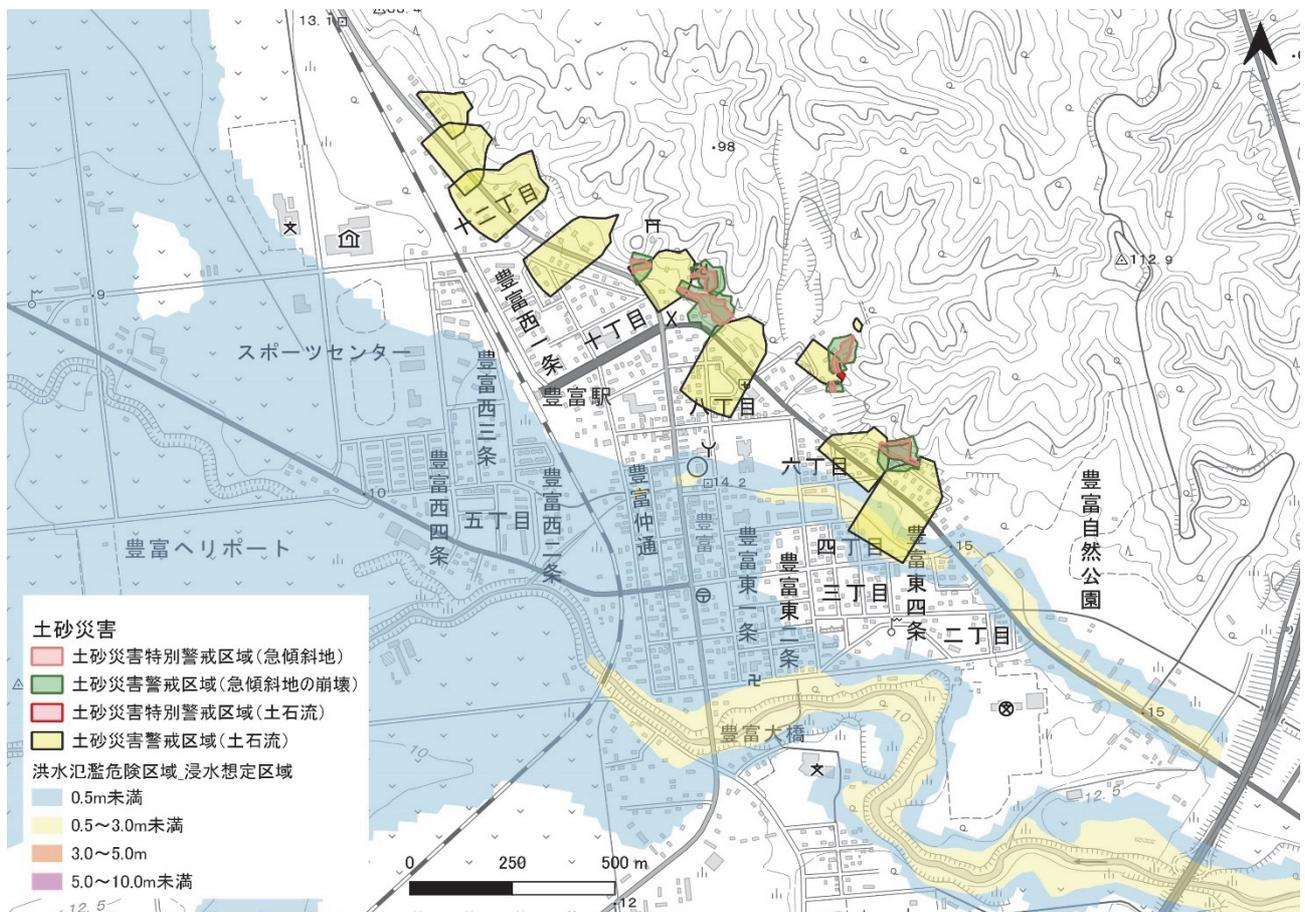
4 災害危険区域等に関する資料

資料4-1 水防区域

(令和6年3月現在)

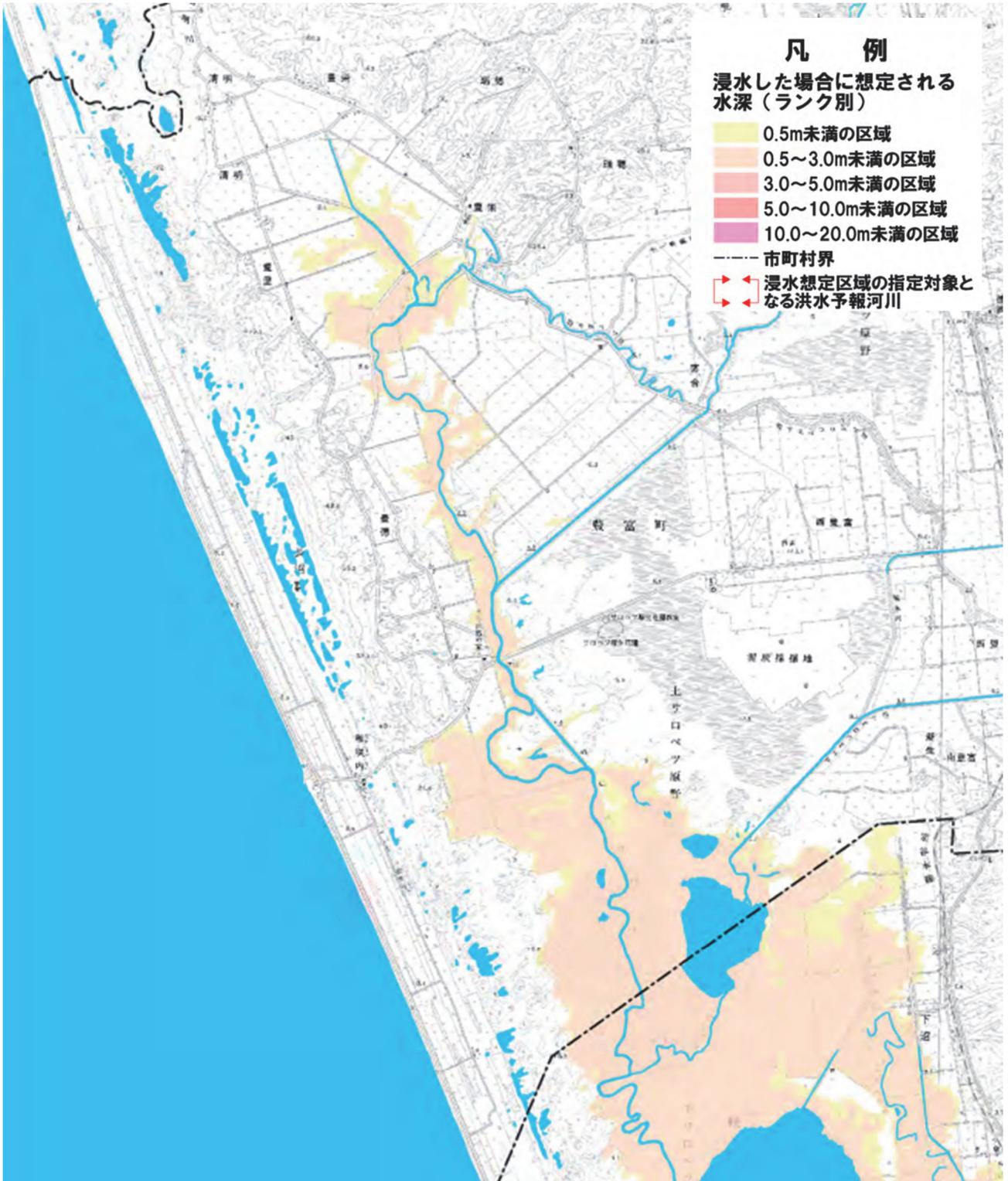
番号	危険区域						予想される被害			
	地区名	水系名	河川名	流心距離(Km)	危険区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
1	豊徳	天塩川	清明川	2		溢水	0			60ha 燥草地
2	開源	天塩川	サロベツ川	1		溢水	2			30ha 燥草地

資料4-2 市街地における洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域

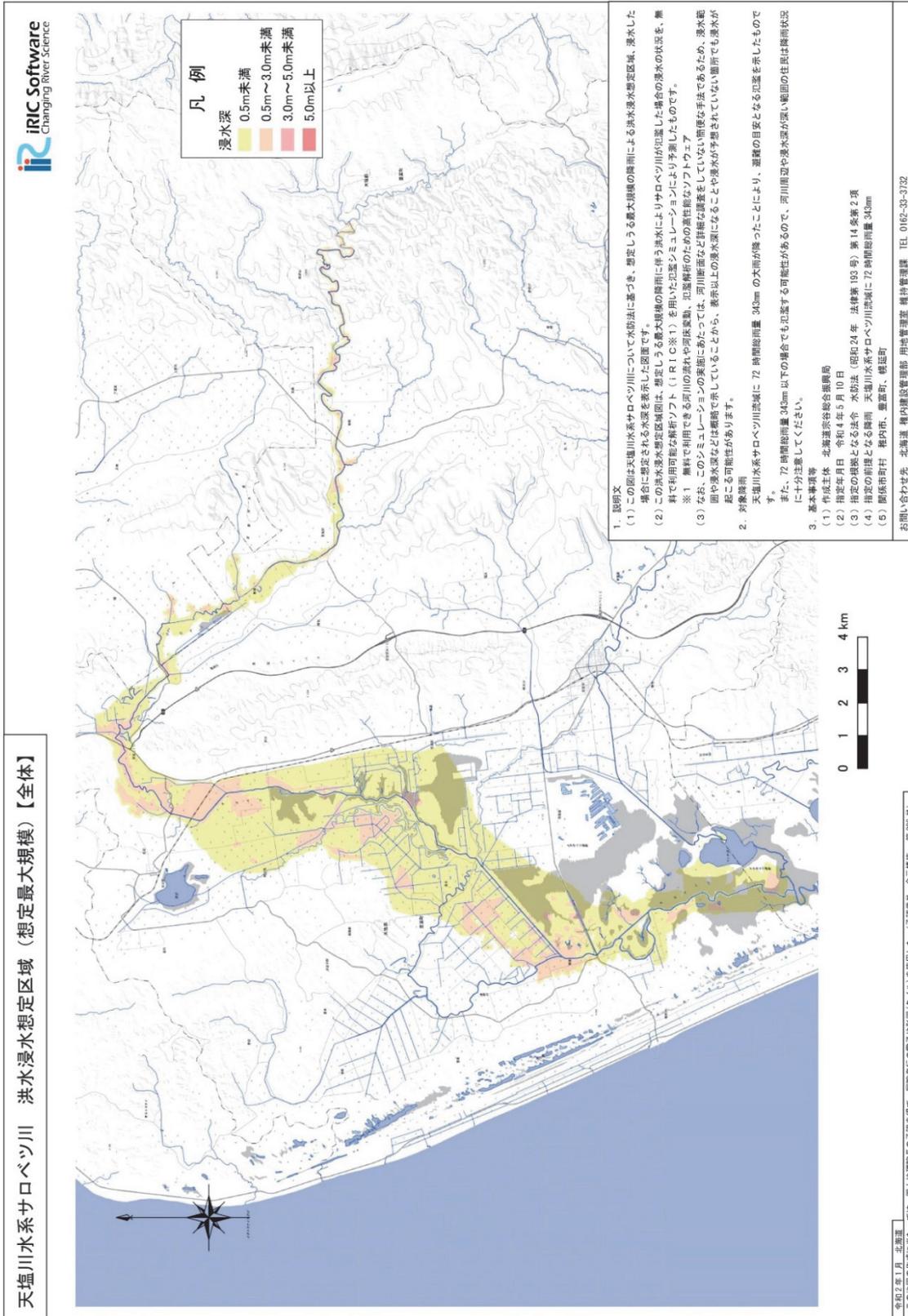


資料4-4 洪水浸水想定区域

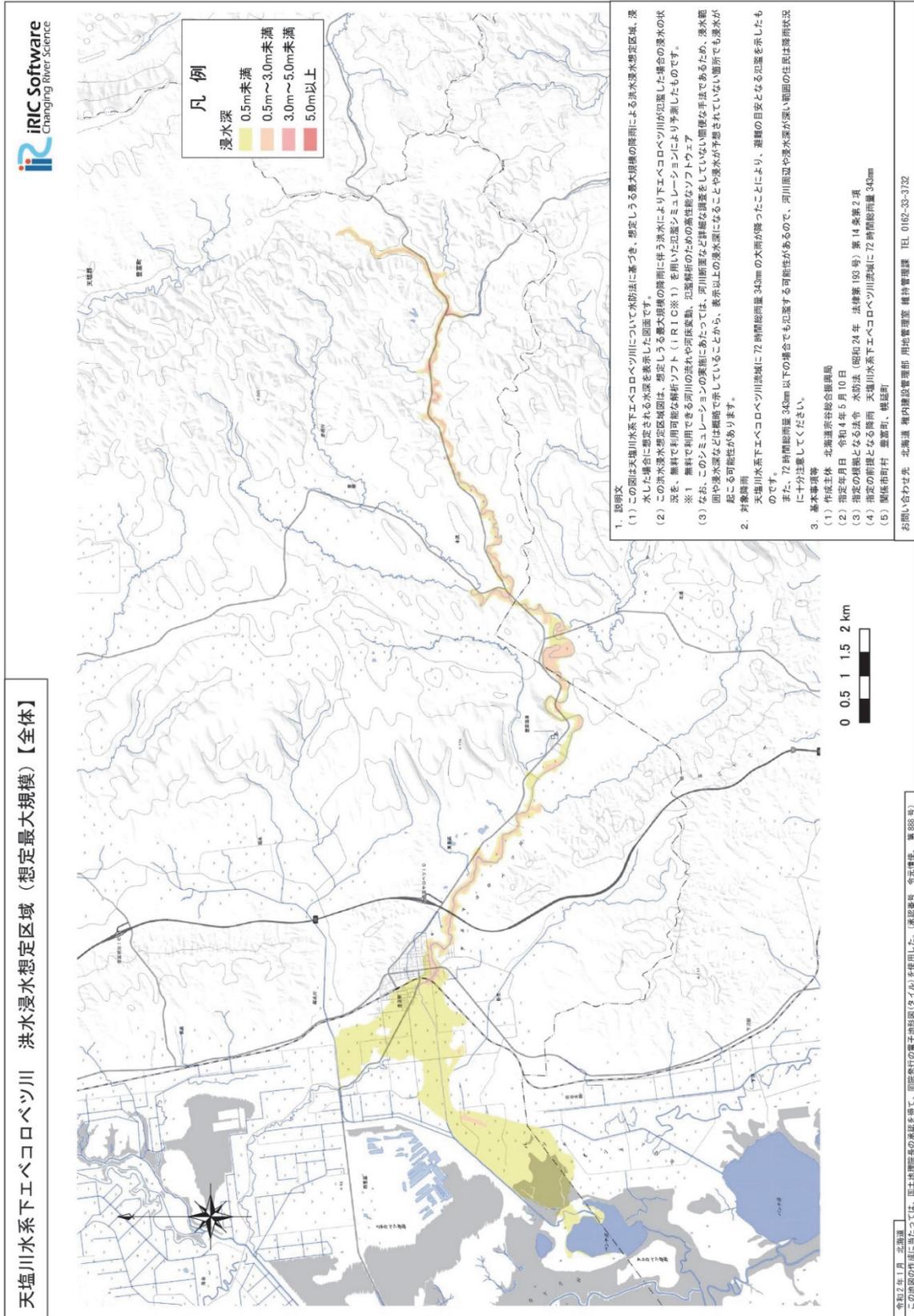
1 天塩川



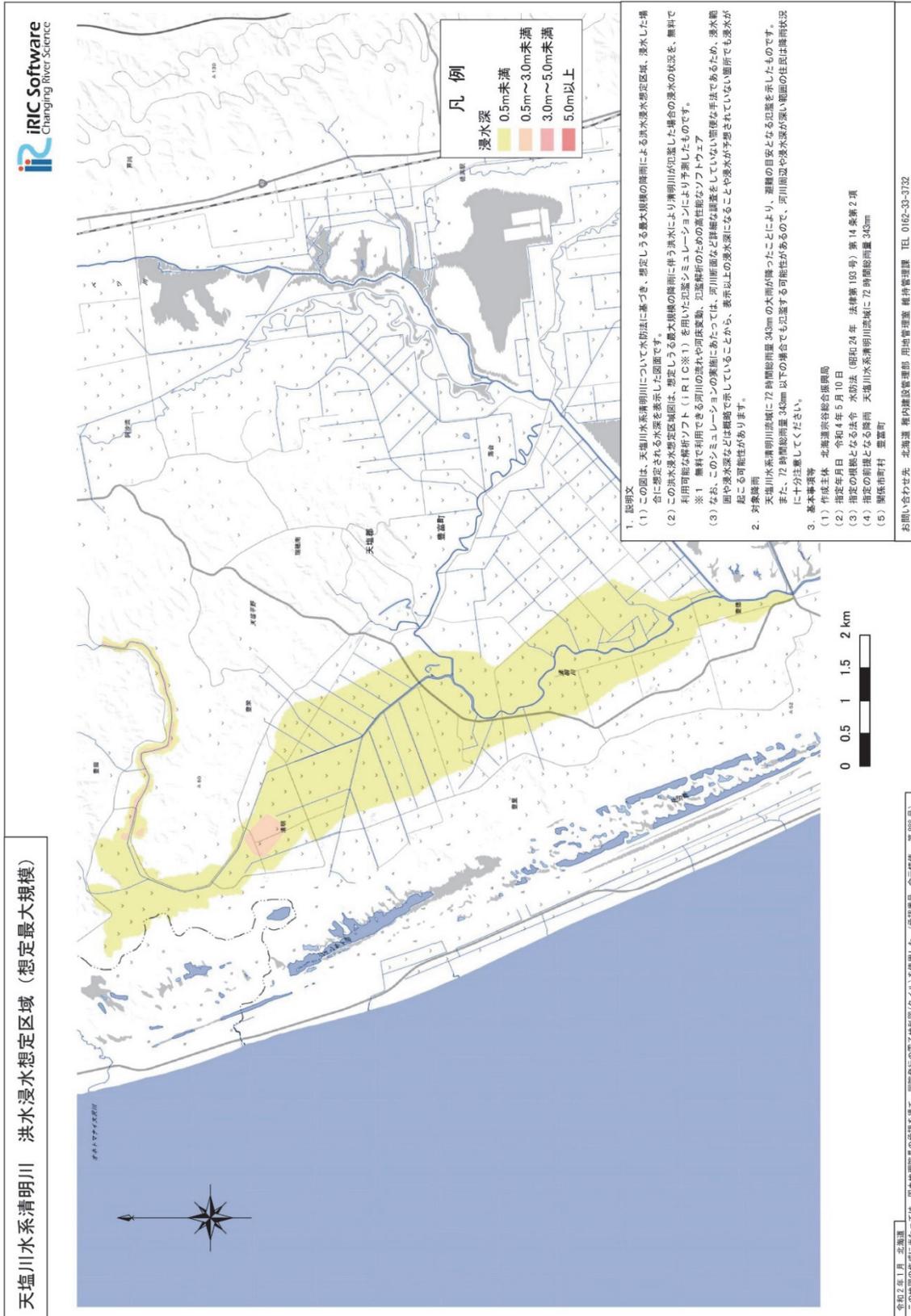
2 サロベツ川



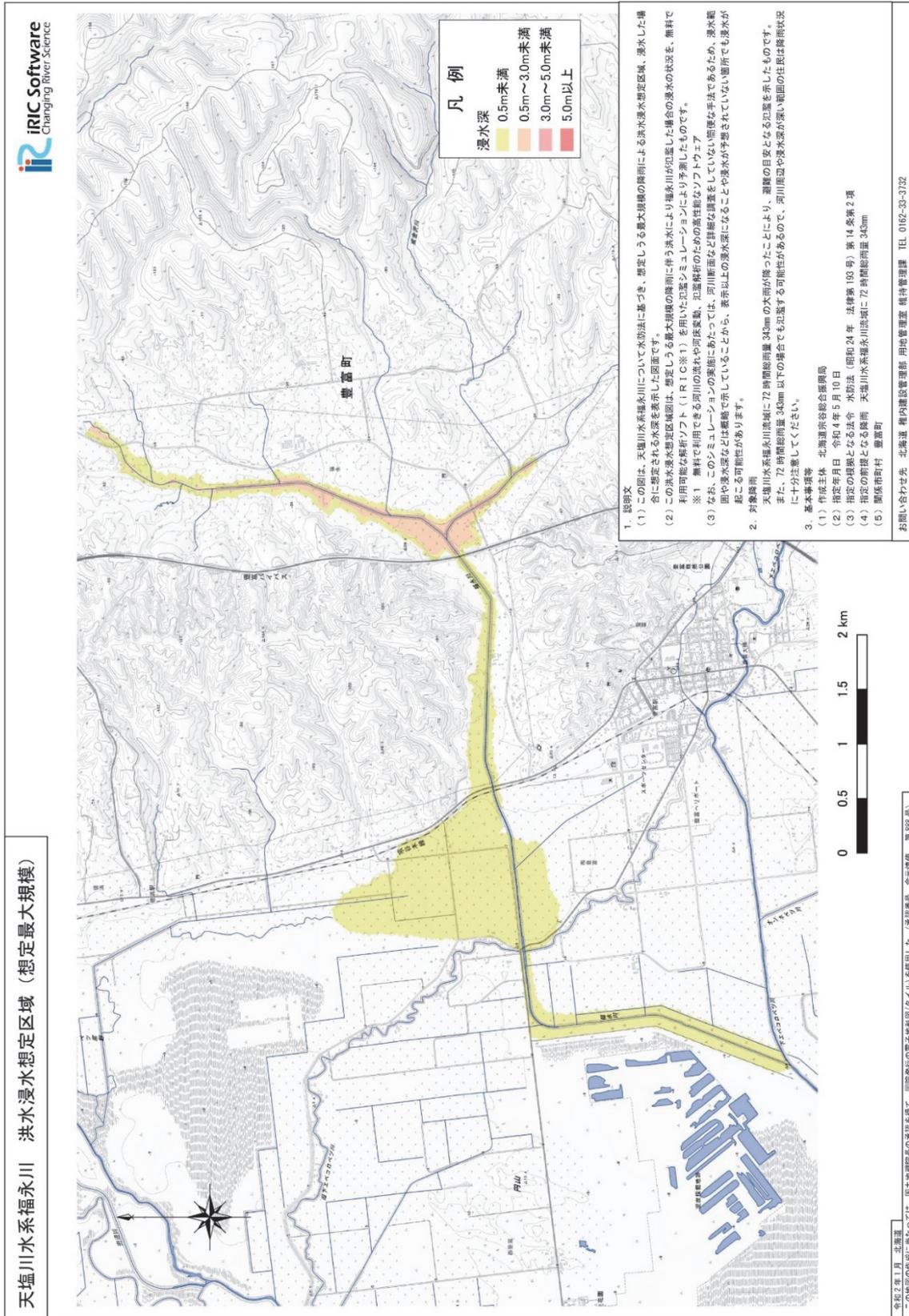
3 下エベコロベツ川



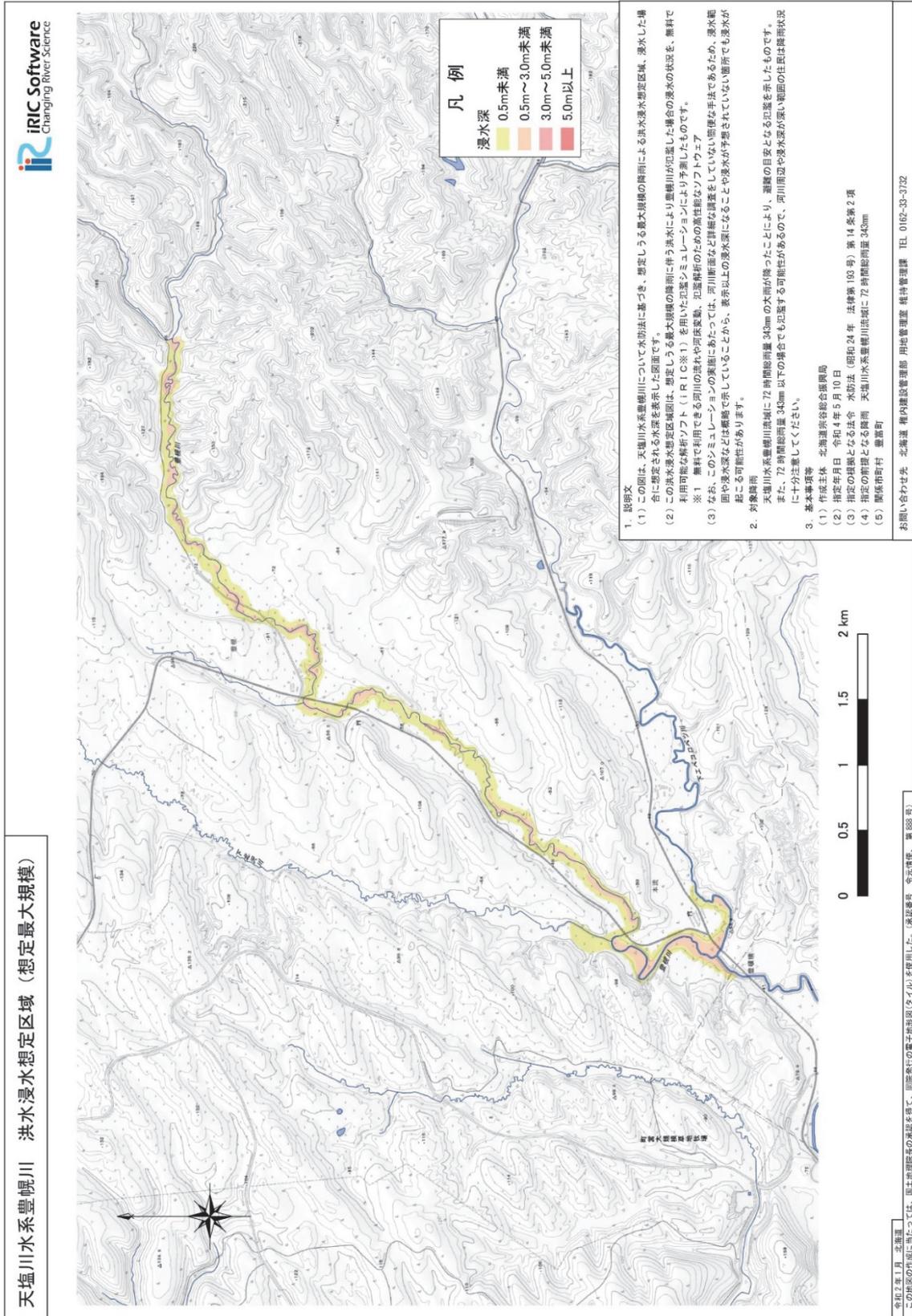
4 清明川



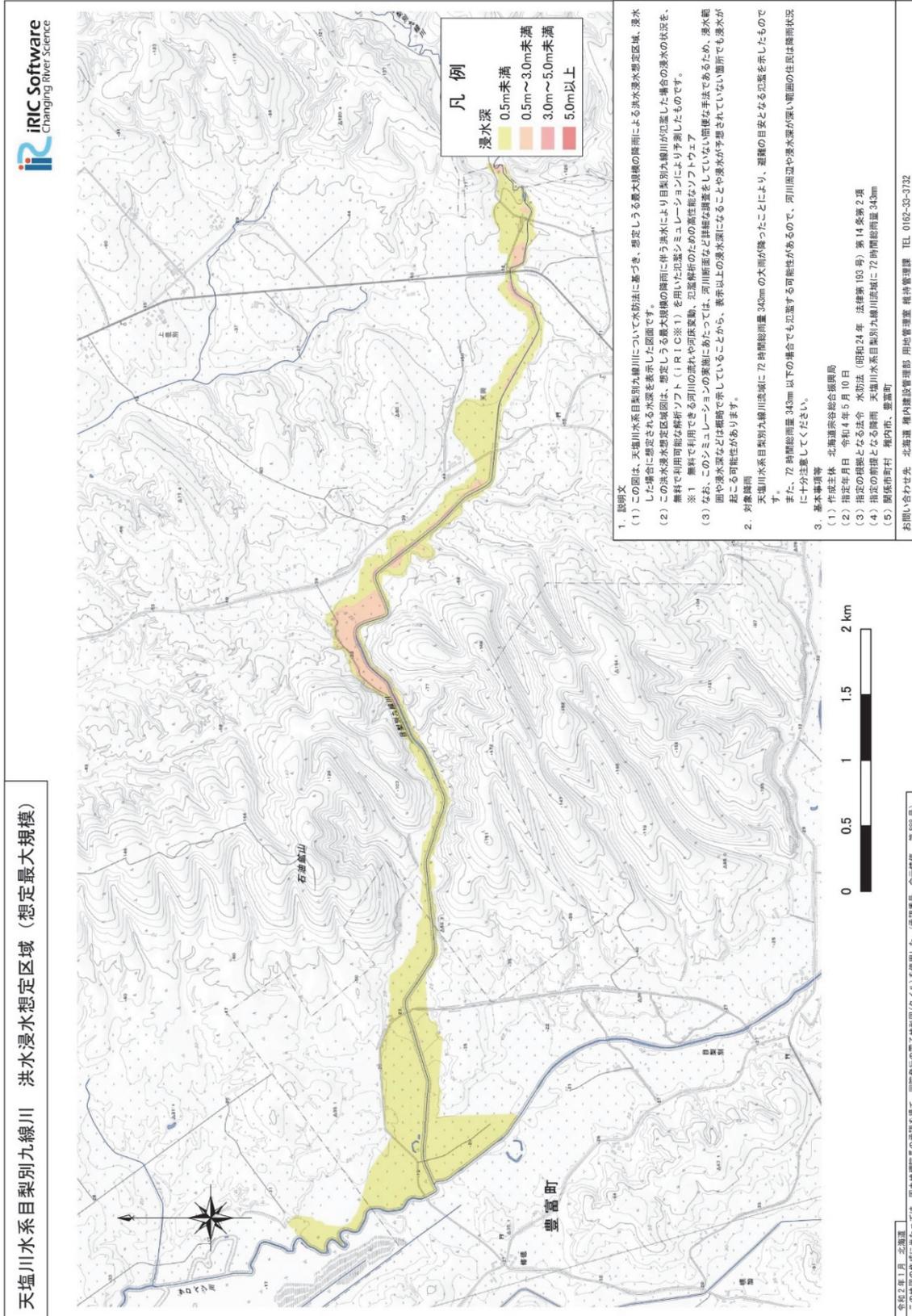
5 福永川



6 豊幌川



7 目梨別九線川

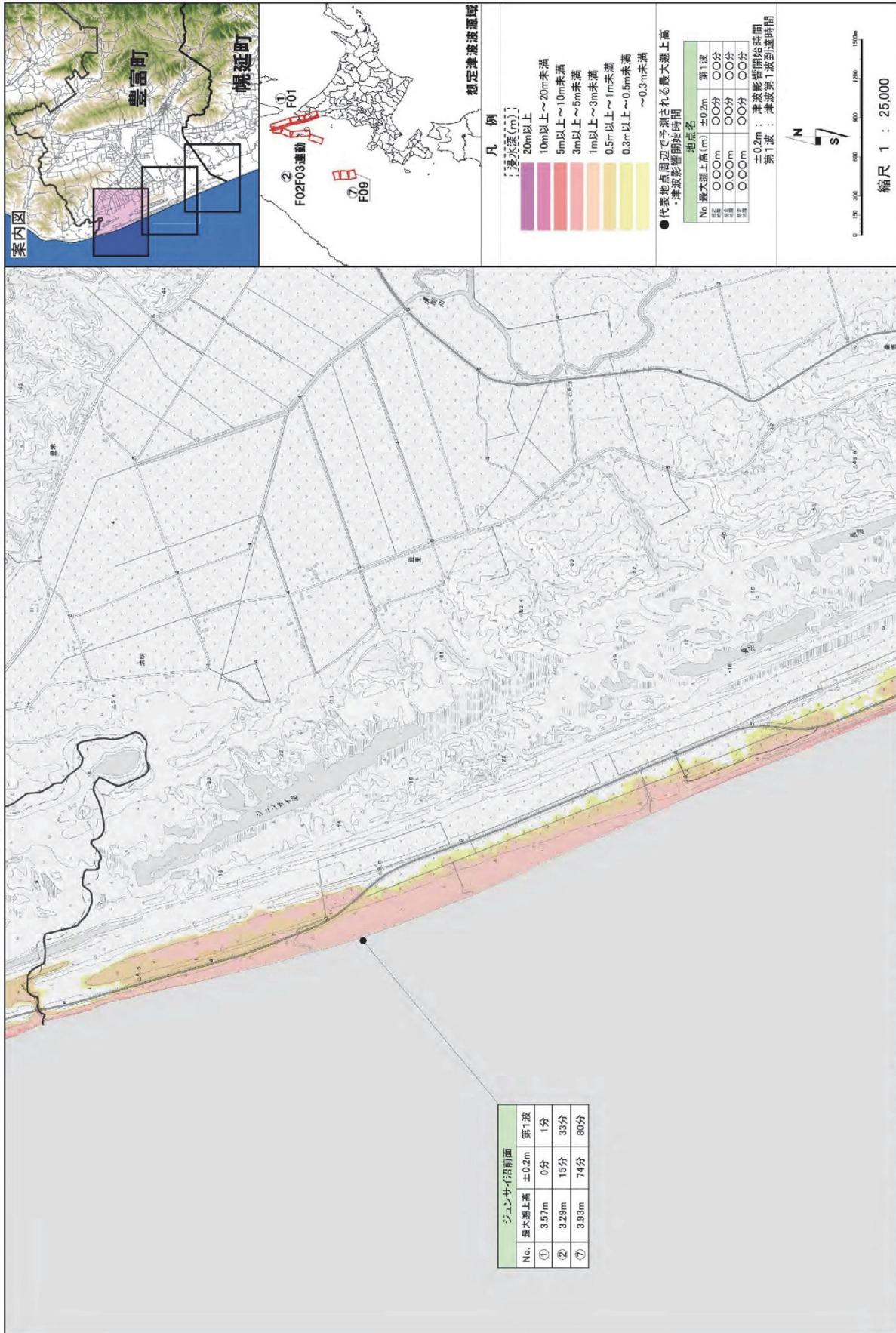


資料4-5 高波、高潮、津波等危険区域

(平成21年12月現在)

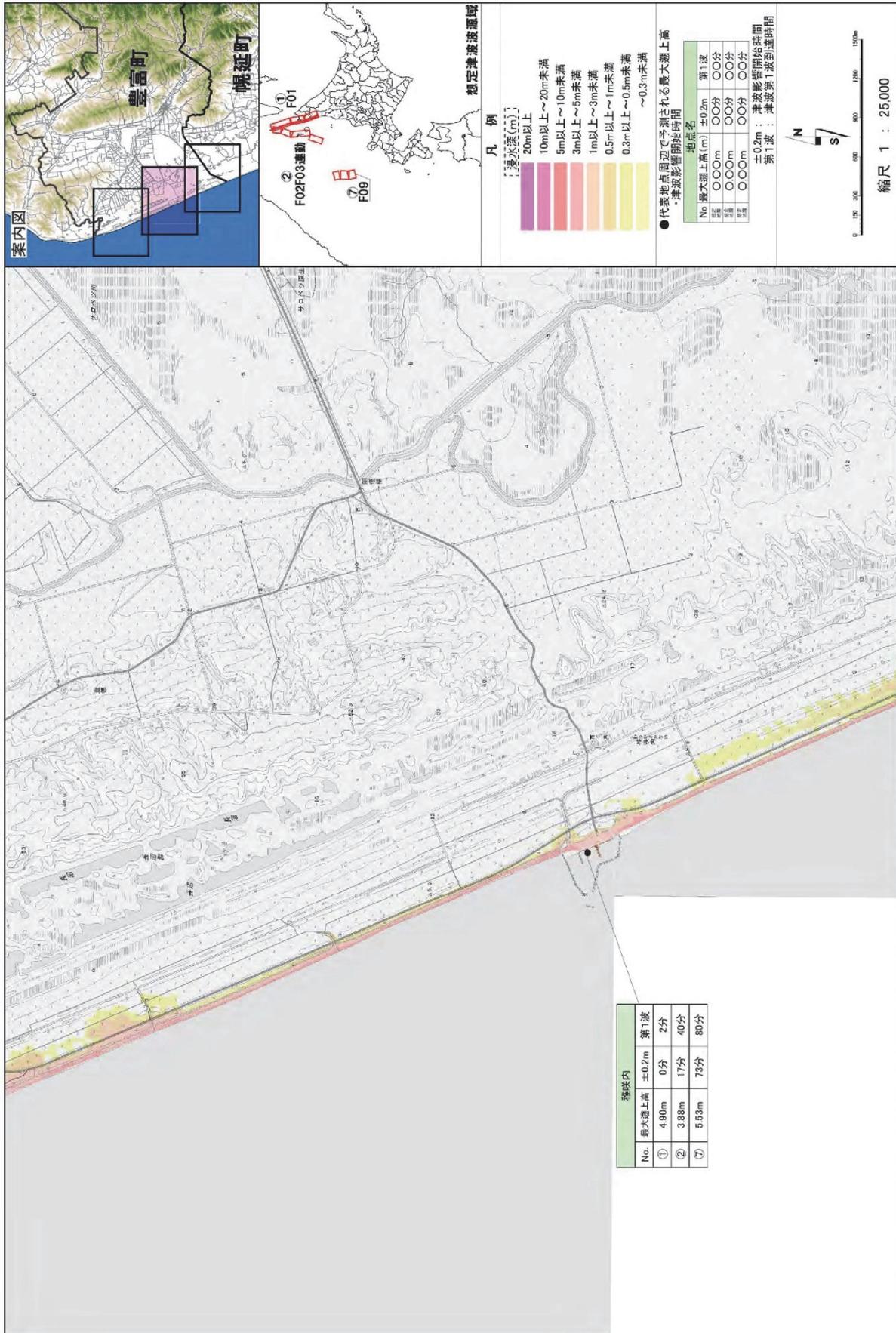
番号	危険区域の現況					予想される被害			
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
1	稚咲内海岸	17,500				1	5	道々 稚咲内 天塩線	

津波浸水想定区域図 市町村別 豊富町 1/3



【この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平26情保、第557号)】

津波浸水想定区域図 市町村別 豊富町 2/3



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平26情保、第557号)」

資料4-7 土砂災害（特別）警戒区域

1 土石流

区域名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
大通10丁目の沢川	○	
大通12丁目の沢川	○	
大通12丁目二の沢川	○	
有明沢川	○	
東2条8丁目の沢川	○	○
東3条6丁目の沢川	○	
病院の沢川	○	
豊富一の沢川	○	
豊富三の沢川	○	
豊富二の沢川	○	
豊富沢川	○	

2 急傾斜地の崩壊

区域名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
豊富三町内1	○	○
豊富三町内2	○	○
豊富三町内3	○	○
豊富四町内1	○	○
豊富四町内2	○	○
豊富四町内3	○	○
豊富温泉	○	○

3 地すべり

区域名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
本流	○	
豊富温泉	○	

資料4-8 山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区

(令和5年10月時点)

箇所番号	地区名	字
516-516-0001	自然公園	上サロベツ
516-516-0002	豊富温泉	上サロベツ
516-516-0003	豊富団地	上サロベツ
516-516-0004	清輪寺地先	上サロベツ

2 崩壊土砂流出危険地区

(令和5年10月時点)

箇所番号	地区名	字
516-516-0018	東2号線の沢	上サロベツ
516-516-0016	清水川の沢	上サロベツ
516-516-0015	サイクリングロードの	上サロベツ
516-516-0017	北25線の沢	上サロベツ
516-516-0029	登龍沢川3の沢	メナシベツ
516-516-0003	瑞穂の沢	アチャルペシペ
516-516-0004	庄内の沢	アチャルペシペ
516-516-0005	北41号線の沢	字アチャルペシペ
516-516-0019	登龍沢川1の沢	上サロベツ
516-516-0027	成金沢川	メナシベツ
516-516-0026	椈沢の沢川	メナシベツ
516-516-0014	北34号線の沢	上サロベツ
516-516-0013	北37号線の沢	上サロベツ
516-516-0025	オクノサワ川	メナシベツ
516-516-0012	西6線の沢	上サロベツ
516-516-0028	登龍沢川2の沢	メナシベツ
516-516-0031	下北沢川	下エベコロベツ
516-516-0030	豊幌の沢	豊幌
516-516-0010	工藤の沢川	アチャルペシペ
516-516-0009	沼向の沢	アチャルペシペ
516-516-0001	学校の沢川	アチャルペシペ
516-516-0002	西20線の沢	アチャルペシペ
516-516-0008	北四十八線川	アチャルペシペ
516-516-0006	阿沙流川	アチャルペシペ
516-516-0007	左の沢川	アチャルペシペ

516-516-0020	開源の沢	メナシベツ
516-516-0021	一線沢川	メナシベツ
516-516-0022	幌加川の沢	メナシベツ
516-516-0023	15線の沢	メナシベツ
516-516-0011	落合川	上サロベツ
516-516-0024	豊端の沢	メナシベツ

資料4-9 危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧

(令和6年3月現在)

名 称	所 在	種 別	品 名	取扱数量	備 考
特別養護老人ホーム温心園	西豊富	地下タンク貯蔵所	A重油	15,000 ℓ	
豊富町ふれあいセンター	温泉	屋外タンク貯蔵所	A重油	10,500 ℓ	(休止中)
		地下タンク貯蔵所	A重油	6,000 ℓ	
(株)ニューホテルサロベツ	温泉	地下タンク貯蔵所	A重油	10,000 ℓ	(休止中)
豊富町国民健康保険診療所	東1条8丁目	地下タンク貯蔵所	A重油	8,000 ℓ	
豊富町民センター	西豊富	地下タンク貯蔵所	A重油	6,000 ℓ	
兜沼小中学校	兜沼	一般取扱所	灯油	4,500 ℓ/日	
豊富中学校	西豊富	地下タンク貯蔵所	A重油	6,000 ℓ	
豊富高等学校	東6条1丁目	地下タンク貯蔵所	A重油	5,000 ℓ	
(株)豊富牛乳公社	西豊富	地下タンク貯蔵所	A重油	15,000 ℓ	
(株)豊富牛乳公社ヨーグルト工場	東豊富	屋外タンク貯蔵所	A重油	4,800 ℓ	
北宗谷農業協同組合Aコープ	停車場通り	地下タンク貯蔵所	灯油	3,000 ℓ	
北宗谷農業協同組合本所	停車場通り	地下タンク貯蔵所	A重油	10,000 ℓ	
(株)サロベツカントリークラブ	東豊富	地下タンク貯蔵所	A重油	10,000 ℓ	
藤コンクリート(株)豊富工場	上サロベツ477-1	地下タンク貯蔵所	A重油	20,000 ℓ	
日本甜菜製糖(株)豊富工場	西豊富	屋外タンク貯蔵所	A重油	13,000 ℓ	
サロベツアスコン道路工業JV	東豊富	屋外タンク貯蔵所	A重油	19,500 ℓ	
		一般取扱所	A重油	5,600 ℓ/日	
北新道路(株) 中田組アスファルトプラント	上サロベツ8874-1	屋外タンク貯蔵所	A重油	20,000 ℓ	
		一般取扱所	A重油	4,800 ℓ/日	
北海道北部風力送電(株) 北豊富変電所	メナシベツ6882-1	地下タンク貯蔵所	A重油	5,000 ℓ	管理棟
		一般取扱所	電解液	396,576 ℓ/日	蓄電池A棟
			電解液	396,576 ℓ/日	蓄電池B棟
豊富燃料(株)	大通11丁目	移動タンク貯蔵所	灯油・軽油	3,750 ℓ	旭川800さ8105
			灯油・軽油	4,000 ℓ	旭川88 そ2020 (休止中)
			灯油	3,400 ℓ	旭川800す1095
		給油取扱所	ガソリン	19,900 ℓ	
			灯油・軽油	29,900 ℓ	
			廃油	2,700 ℓ	
(株)大建産業	大通11丁目	移動タンク貯蔵所	灯油・軽油	4,000 ℓ	旭川88そ3780
		給油取扱所	ガソリン	5,000 ℓ	

4 災害危険区域等に関する資料 / 資料4-9 危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧

名 称	所 在	種 別	品 名	取扱数量	備 考
			灯油	10,000 ℓ	
			軽油	15,000 ℓ	
北宗谷農業協同組合 ホクレン豊富給油所	大通10丁目	給油取扱所	ガソリン	30,000 ℓ	
			軽油	48,000 ℓ	
			灯油	48,000 ℓ	
北海道エネルギー(株) 道北支店稚内営業所豊富給油 所	大通1丁目	移動タンク貯蔵所	灯油・軽油	3,000 ℓ	旭川800す1422
		給油取扱所	ガソリン	20,000 ℓ	
			灯油	20,000 ℓ	
			軽油	30,000 ℓ	
			廃油	2,000 ℓ	
豊富ヘリポート	上サロベツ264-2	給油取扱所	JET-A1	5,000 ℓ	
(株)佐々木組	東3条7丁目	移動タンク貯蔵所	灯油・軽油	3,000 ℓ	旭川800す1116

資料4-10 地震想定

豊富町の地震被害想定結果		9. 増毛山地東断層帯(モデル30_2)の地震				
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動		地表における震度(評価単位最大)	5.2	5.2	5.2	
(3) 急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	
		崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
		崩壊危険度C(箇所)	6箇所	6箇所	6箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5) 火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	計		死者数	1人未満	1人未満	1人未満
			重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
			軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難者数		避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満	
		断水世帯数(直後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満	
		※断水人口(直後)	1人未満	1人未満	1人未満	
		断水世帯数(1日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満	
		※断水人口(1日後)	1人	1人	1人	
		断水世帯数(2日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満	
		※断水人口(2日後)	1人	1人	1人	
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—	
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
	下水道の被害	被害延長(km)	0.5km	0.5km	0.5km	
		機能支障世帯数	23世帯	23世帯	23世帯	
※機能支障人口		53人	53人	53人		
復旧日数(人員1/2)		—	—	—		

		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	25箇所	25箇所	25箇所
	橋梁 (15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁 (15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。					

豊富町の地震被害想定結果		10. 増毛山地東縁断層帯 (モデル45_1) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度 (評価単位最大)	4.8	4.8	4.8	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B (箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	
	崩壊危険度C (箇所)	6箇所	6箇所	6箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数 (直後)	0世帯	0世帯	0世帯

		※断水人口（直後）	0人	0人	0人
		断水世帯数（1日後）	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人	0人
		断水世帯数（2日後）	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人	0人
		復旧日数（人員1/2）	—	—	—
		復旧日数（人員1/4）	—	—	—
	下水道の被害	被害延長（km）	0.2km	0.2km	0.2km
		機能支障世帯数	12世帯	12世帯	12世帯
		※機能支障人口	28人	28人	28人
復旧日数（人員1/2）		—	—	—	
	復旧日数（人員1/4）	—	—	—	
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		その他の道路の被害	被害箇所数	12箇所	12箇所
	橋梁（15m以上）の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁（15m未満）の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。				

豊富町の地震被害想定結果		11. 増毛山地東縁断層帯（モデル45_2）の地震			
被害想定項目	小項目	（冬の早朝）	（夏の昼間）	（冬の夕方）	
(1) 地震動	地表における震度（評価単位最大）	5.2	5.2	5.2	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所	
	崩壊危険度C（箇所）	6箇所	6箇所	6箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5) 火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満

	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満
		避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満
		避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数 (直後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口 (直後)	1人未満	1人未満	1人未満
		断水世帯数 (1日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口 (1日後)	1人未満	1人未満	1人未満
		断水世帯数 (2日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口 (2日後)	1人未満	1人未満	1人未満
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長 (km)	0.4km	0.4km	0.4km
		機能支障世帯数	21世帯	21世帯	21世帯
		※機能支障人口	48人	48人	48人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	25箇所	25箇所	25箇所
	橋梁 (15m以上) の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁 (15m未満) の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。					

豊富町の地震被害想定結果		12. 増毛山地東縁断層帯 (モデル45_3) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度 (評価単位最大)	4.7	4.7	4.7	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B (箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	
	崩壊危険度C (箇所)	6箇所	6箇所	6箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟

4 災害危険区域等に関する資料 / 資料4-10 地震想定

	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(5) 火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難所外避難者数		1人未満	1人未満	1人未満	
避難者数計		1人未満	1人未満	1人未満	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数 (直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口 (直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数 (1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口 (1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数 (2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口 (2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
	復旧日数 (人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長 (km)	0.2km	0.2km	0.2km
		機能支障世帯数	9世帯	9世帯	9世帯
		※機能支障人口	20人	20人	20人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
	(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満
その他の道路の被害		被害箇所数	10箇所	10箇所	10箇所
橋梁 (15m以上)の被害		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
橋梁 (15m未満)の被害		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。					

豊富町の地震被害想定結果		13. 増毛山地東縁断層帯（モデル45_4）の地震			
被害想定項目	小項目	（冬の早朝）	（夏の昼間）	（冬の夕方）	
(1) 地震動	地表における震度（評価単位最大）	5.1	5.1	5.1	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所	
	崩壊危険度C（箇所）	6箇所	6箇所	6箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満		
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難所外避難者数		1人未満	1人未満	1人未満	
避難者数計		1人未満	1人未満	1人未満	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数（直後）	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口（直後）	1人未満	1人未満	1人未満
		断水世帯数（1日後）	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口（1日後）	1人未満	1人未満	1人未満
		断水世帯数（2日後）	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口（2日後）	1人未満	1人未満	1人未満
		復旧日数（人員1/2）	—	—	—
		復旧日数（人員1/4）	—	—	—
	下水道の被害	被害延長（km）	0.3km	0.3km	0.3km
		機能支障世帯数	13世帯	13世帯	13世帯
		※機能支障人口	30人	30人	30人
		復旧日数（人員1/2）	—	—	—
復旧日数（人員1/4）		—	—	—	

(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	16箇所	16箇所	16箇所
	橋梁（15m以上）の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁（15m未満）の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。					

豊富町の地震被害想定結果		14. 増毛山地東縁断層帯（モデル45_5）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度（評価単位最大）	4.4	4.4	4.4	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度C（箇所）	7箇所	7箇所	7箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟	0棟
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
避難所外避難者数		0人	0人	0人	
避難者数計		0人	0人	0人	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数（直後）	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人	0人

		断水世帯数 (1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口 (1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数 (2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口 (2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長 (km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁 (15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁 (15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。				

豊富町の地震被害想定結果		15. 沼田-砂川付近の断層帯 (モデル30_3) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度 (評価単位最大)	4.8	4.8	4.8	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B (箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	
	崩壊危険度C (箇所)	6箇所	6箇所	6箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
火災被害による	火災による死者数	0人	0人	0人	

	人的被害	火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満
		避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満
		避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満
	(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
断水世帯数(直後)			0世帯	0世帯	0世帯
※断水人口(直後)			0人	0人	0人
断水世帯数(1日後)			0世帯	0世帯	0世帯
※断水人口(1日後)			0人	0人	0人
断水世帯数(2日後)			0世帯	0世帯	0世帯
※断水人口(2日後)			0人	0人	0人
復旧日数(人員1/2)			—	—	—
復旧日数(人員1/4)		—	—	—	
下水道の被害		被害延長(km)	0.2km	0.2km	0.2km
		機能支障世帯数	9世帯	9世帯	9世帯
		※機能支障人口	22人	22人	22人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		その他の道路の被害	被害箇所数	11箇所	11箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。					

豊富町の地震被害想定結果		16. 沼田一砂川付近の断層帯(モデル30_4)の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.5	4.5	4.5	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	7箇所	7箇所	7箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟

		半壊棟数	0棟	0棟	0棟
(5) 火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
		避難者数計	0人	0人	0人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数 (直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口 (直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数 (1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口 (1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数 (2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口 (2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長 (km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁 (15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁 (15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。				

豊富町の地震被害想定結果		17. 沼田-砂川付近の断層帯（モデル45_1）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度（評価単位最大）	4.7	4.7	4.7	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度C（箇所）	7箇所	7箇所	7箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟	0棟
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
		避難者数計	0人	0人	0人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数（直後）	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人	0人
		断水世帯数（1日後）	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人	0人
		断水世帯数（2日後）	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人	0人
		復旧日数（人員1/2）	—	—	—
		復旧日数（人員1/4）	—	—	—
	下水道の被害	被害延長（km）	0.1km未満	0.1km未満	0.1km未満
		機能支障世帯数	2世帯	2世帯	2世帯
		※機能支障人口	6人	6人	6人
		復旧日数（人員1/2）	—	—	—
		復旧日数（人員1/4）	—	—	—

(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	8箇所	8箇所	8箇所
	橋梁（15m以上）の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁（15m未満）の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。					

豊富町の地震被害想定結果		18. 沼田一砂川付近の断層帯（モデル45_2）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度（評価単位最大）	4.3	4.3	4.3	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度C（箇所）	7箇所	7箇所	7箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟	0棟
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
避難所外避難者数		0人	0人	0人	
避難者数計		0人	0人	0人	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数（直後）	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人	0人

		断水世帯数 (1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口 (1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数 (2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口 (2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長 (km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		その他の道路の被害	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁 (15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁 (15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。				

豊富町の地震被害想定結果		19. 沼田-砂川付近の断層帯 (モデル45_3) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度 (評価単位最大)	4.8	4.8	4.8	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B (箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	
	崩壊危険度C (箇所)	6箇所	6箇所	6箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
火災被害による	火災による死者数	0人	0人	0人	

	人的被害	火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満
		避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満
		避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満
	(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
断水世帯数(直後)			0世帯	0世帯	0世帯
※断水人口(直後)			0人	0人	0人
断水世帯数(1日後)			0世帯	0世帯	0世帯
※断水人口(1日後)			0人	0人	0人
断水世帯数(2日後)			0世帯	0世帯	0世帯
※断水人口(2日後)			0人	0人	0人
復旧日数(人員1/2)			—	—	—
復旧日数(人員1/4)		—	—	—	
下水道の被害		被害延長(km)	0.2km	0.2km	0.2km
		機能支障世帯数	9世帯	9世帯	9世帯
		※機能支障人口	22人	22人	22人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		その他の道路の被害	被害箇所数	11箇所	11箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。					

豊富町の地震被害想定結果		20. 沼田一砂川付近の断層帯(モデル45_4)の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.5	4.5	4.5	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	7箇所	7箇所	7箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	

4 災害危険区域等に関する資料 / 資料4-10 地震想定

		半壊棟数	0棟	0棟	0棟
(5) 火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
		避難者数計	0人	0人	0人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数 (直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口 (直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数 (1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口 (1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数 (2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口 (2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長 (km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
	(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
その他の道路の被害			被害箇所数	0箇所	0箇所
橋梁 (15m以上)の被害		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
橋梁 (15m未満)の被害		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。					

豊富町の地震被害想定結果		41. サロベツ断層帯（北延長、モデル30_2）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度（評価単位最大）	6.6	6.6	6.6	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	3箇所	3箇所	3箇所	
	崩壊危険度B（箇所）	4箇所	4箇所	4箇所	
	崩壊危険度C（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	217棟	90棟	217棟
		揺れによる半壊棟数	358棟	220棟	358棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟	1棟	1棟
		液状化による半壊棟数	2棟	2棟	2棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	2棟	2棟	2棟
	計	全壊棟数	218棟	92棟	218棟
		半壊棟数	362棟	224棟	362棟
(5) 火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	8件	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	4件	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	4棟	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	5人	1人未満	3人
		揺れによる重傷者数	5人	2人	4人
		揺れによる軽傷者数	81人	23人	56人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	5人	1人未満	4人
		重傷者数	5人	2人	4人
		軽傷者数	82人	23人	57人
	避難者数	避難所生活者数	966人	754人	968人
		避難所外避難者数	520人	406人	521人
避難者数計		1,486人	1,161人	1,489人	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	368箇所	368箇所	368箇所
		断水世帯数（直後）	1,784世帯	1,784世帯	1,784世帯
		※断水人口（直後）	4,093人	4,093人	4,093人
		断水世帯数（1日後）	1,613世帯	1,613世帯	1,613世帯
		※断水人口（1日後）	3,699人	3,699人	3,699人
		断水世帯数（2日後）	1,607世帯	1,607世帯	1,607世帯
		※断水人口（2日後）	3,687人	3,687人	3,687人
		復旧日数（人員1/2）	—	—	—
		復旧日数（人員1/4）	—	—	—
	下水道の被害	被害延長（km）	6.0km	6.0km	6.0km
		機能支障世帯数	302世帯	302世帯	302世帯
		※機能支障人口	693人	693人	693人
		復旧日数（人員1/2）	—	—	—
		復旧日数（人員1/4）	—	—	—

4 災害危険区域等に関する資料 / 資料4-10 地震想定

(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	15箇所	15箇所	15箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	66箇所	66箇所	66箇所
	橋梁（15m以上）の被害	不通箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		通行支障箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	橋梁（15m未満）の被害	不通箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		通行支障箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。					

豊富町の地震被害想定結果		42. サロベツ断層帯（北延長、モデル30_3）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度（評価単位最大）	6.6	6.6	6.6	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	3箇所	3箇所	3箇所	
	崩壊危険度B（箇所）	4箇所	4箇所	4箇所	
	崩壊危険度C（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	167棟	71棟	167棟
		揺れによる半壊棟数	344棟	200棟	344棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟	1棟	1棟
		液状化による半壊棟数	2棟	2棟	2棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	2棟	2棟	2棟
	計	全壊棟数	169棟	73棟	169棟
		半壊棟数	347棟	204棟	347棟
(5) 火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	7件	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	3件	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	3棟	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	3人	1人未満	2人
		揺れによる重傷者数	5人	2人	4人
		揺れによる軽傷者数	65人	18人	46人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	3人	1人未満	2人
		重傷者数	5人	2人	4人
		軽傷者数	66人	18人	47人
	避難者数	避難所生活者数	896人	720人	898人
避難所外避難者数		482人	388人	484人	
避難者数計		1,378人	1,108人	1,381人	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	378箇所	378箇所	378箇所
		断水世帯数（直後）	1,790世帯	1,790世帯	1,790世帯
		※断水人口（直後）	4,106人	4,106人	4,106人

		断水世帯数 (1日後)	1,609世帯	1,609世帯	1,609世帯
		※断水人口 (1日後)	3,692人	3,692人	3,692人
		断水世帯数 (2日後)	1,604世帯	1,604世帯	1,604世帯
		※断水人口 (2日後)	3,679人	3,679人	3,679人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長 (km)	4.1km	4.1km	4.1km
		機能支障世帯数	209世帯	209世帯	209世帯
		※機能支障人口	480人	480人	480人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
	復旧日数 (人員1/4)	—	—	—	
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	14箇所	14箇所	14箇所
		その他の道路の被害	被害箇所数	67箇所	67箇所
	橋梁 (15m以上)の被害	不通箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		通行支障箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	橋梁 (15m未満)の被害	不通箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		通行支障箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。				

豊富町の地震被害想定結果		43. サロベツ断層帯 (北延長、モデル30_5) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度 (評価単位最大)	6.8	6.8	6.8	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)	3箇所	3箇所	3箇所	
	崩壊危険度B (箇所)	4箇所	4箇所	4箇所	
	崩壊危険度C (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	284棟	132棟	284棟
		揺れによる半壊棟数	426棟	279棟	426棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟	1棟	1棟
		液状化による半壊棟数	2棟	2棟	2棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	2棟	2棟	2棟
計	全壊棟数	285棟	134棟	285棟	
	半壊棟数	430棟	283棟	430棟	
(5) 火災被害	全出火件数	1件	1件未満	10件	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	5件	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	5棟	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	6人	1人未満	4人
		揺れによる重傷者数	5人	2人	4人
		揺れによる軽傷者数	85人	25人	59人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満

4 災害危険区域等に関する資料 / 資料4-10 地震想定

	人的被害	火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	6人	1人未満	4人
		重傷者数	5人	2人	4人
		軽傷者数	86人	25人	61人
	避難者数	避難所生活者数	1,051人	815人	1,054人
		避難所外避難者数	566人	439人	567人
		避難者数計	1,617人	1,253人	1,621人
	(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	570箇所	570箇所
断水世帯数(直後)			1,801世帯	1,801世帯	1,801世帯
※断水人口(直後)			4,131人	4,131人	4,131人
断水世帯数(1日後)			1,663世帯	1,663世帯	1,663世帯
※断水人口(1日後)			3,816人	3,816人	3,816人
断水世帯数(2日後)			1,659世帯	1,659世帯	1,659世帯
※断水人口(2日後)			3,807人	3,807人	3,807人
復旧日数(人員1/2)			—	—	—
復旧日数(人員1/4)		—	—	—	
下水道の被害		被害延長(km)	5.5km	5.5km	5.5km
		機能支障世帯数	279世帯	279世帯	279世帯
		※機能支障人口	640人	640人	640人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	15箇所	15箇所	15箇所
		その他の道路の被害	被害箇所数	74箇所	74箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		通行支障箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		通行支障箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。					

豊富町の地震被害想定結果		50. 北海道北西沖(モデルNo. 2)の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.4	6.4	6.4	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	3箇所	3箇所	3箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	3箇所	3箇所	3箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	30棟	16棟	30棟
		揺れによる半壊棟数	123棟	63棟	123棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟	1棟	1棟
計	全壊棟数	31棟	17棟	31棟	

		半壊棟数	125棟	65棟	125棟
(5) 火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	2件
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	2人	1人未満	1人
		揺れによる軽傷者数	15人	4人	10人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	2人	1人未満	1人
		軽傷者数	15人	4人	11人
	避難者数	避難所生活者数	553人	504人	553人
		避難所外避難者数	298人	271人	298人
		避難者数計	850人	775人	851人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	153箇所	153箇所	153箇所
		断水世帯数 (直後)	1,649世帯	1,649世帯	1,649世帯
		※断水人口 (直後)	3,783人	3,783人	3,783人
		断水世帯数 (1日後)	1,245世帯	1,245世帯	1,245世帯
		※断水人口 (1日後)	2,855人	2,855人	2,855人
		断水世帯数 (2日後)	1,229世帯	1,229世帯	1,229世帯
		※断水人口 (2日後)	2,820人	2,820人	2,820人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長 (km)	2.4km	2.4km	2.4km
		機能支障世帯数	123世帯	123世帯	123世帯
		※機能支障人口	283人	283人	283人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
	(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	12箇所	12箇所
その他の道路の被害			被害箇所数	58箇所	58箇所
橋梁 (15m以上) の被害		不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
橋梁 (15m未満) の被害		不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。					

豊富町の地震被害想定結果		51. 北海道北西沖（モデルNo.5）の地震			
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動		地表における震度（評価単位最大）	6.4	6.4	6.4
(3) 急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）	3箇所	3箇所	3箇所
		崩壊危険度B（箇所）	4箇所	4箇所	4箇所
		崩壊危険度C（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	36棟	19棟	36棟
		揺れによる半壊棟数	143棟	73棟	143棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟	1棟	1棟
	計	全壊棟数	37棟	20棟	37棟
		半壊棟数	145棟	75棟	145棟
(5) 火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	2件
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	2人	1人未満	1人
		揺れによる軽傷者数	17人	5人	12人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	2人	1人未満	1人
		軽傷者数	18人	5人	13人
	避難者数	避難所生活者数	588人	532人	589人
		避難所外避難者数	317人	286人	317人
		避難者数計	905人	818人	906人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	175箇所	175箇所	175箇所
		断水世帯数（直後）	1,683世帯	1,683世帯	1,683世帯
		※断水人口（直後）	3,861人	3,861人	3,861人
		断水世帯数（1日後）	1,301世帯	1,301世帯	1,301世帯
		※断水人口（1日後）	2,984人	2,984人	2,984人
		断水世帯数（2日後）	1,286世帯	1,286世帯	1,286世帯
		※断水人口（2日後）	2,951人	2,951人	2,951人
		復旧日数（人員1/2）	—	—	—
		復旧日数（人員1/4）	—	—	—
	下水道の被害	被害延長（km）	2.5km	2.5km	2.5km
		機能支障世帯数	129世帯	129世帯	129世帯
		※機能支障人口	295人	295人	295人
		復旧日数（人員1/2）	—	—	—
		復旧日数（人員1/4）	—	—	—

(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	12箇所	12箇所	12箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	59箇所	59箇所	59箇所
	橋梁（15m以上）の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	橋梁（15m未満）の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。					

豊富町の地震被害想定結果		52. 北海道南西沖（モデルNo.2）の地震			
被害想定項目	小項目	（冬の早朝）	（夏の昼間）	（冬の夕方）	
(1) 地震動	地表における震度（評価単位最大）	4.7	4.7	4.7	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所	
	崩壊危険度C（箇所）	6箇所	6箇所	6箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数（直後）	0世帯	0世帯	0世帯

		※断水人口（直後）	0人	0人	0人
		断水世帯数（1日後）	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人	0人
		断水世帯数（2日後）	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人	0人
		復旧日数（人員1/2）	—	—	—
		復旧日数（人員1/4）	—	—	—
	下水道の被害	被害延長（km）	0.2km	0.2km	0.2km
		機能支障世帯数	9世帯	9世帯	9世帯
		※機能支障人口	20人	20人	20人
復旧日数（人員1/2）		—	—	—	
		復旧日数（人員1/4）	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		その他の道路の被害	被害箇所数	10箇所	10箇所
	橋梁（15m以上）の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁（15m未満）の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。					

豊富町の地震被害想定結果		53. 北海道留萌沖（走向N193° E、モデルNo. 1）の地震			
被害想定項目	小項目	（冬の早朝）	（夏の昼間）	（冬の夕方）	
(1) 地震動	地表における震度（評価単位最大）	5.1	5.1	5.1	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所	
	崩壊危険度C（箇所）	6箇所	6箇所	6箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(5) 火災被害	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満

	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満
		避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満
		避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数 (直後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口 (直後)	1人未満	1人未満	1人未満
		断水世帯数 (1日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口 (1日後)	1人未満	1人未満	1人未満
		断水世帯数 (2日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口 (2日後)	1人未満	1人未満	1人未満
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長 (km)	0.3km	0.3km	0.3km
		機能支障世帯数	15世帯	15世帯	15世帯
		※機能支障人口	35人	35人	35人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	24箇所	24箇所	24箇所
	橋梁 (15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁 (15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。					

豊富町の地震被害想定結果		54. 北海道留萌沖 (走向N225° E、モデルNo. 2) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度 (評価単位最大)	5.6	5.6	5.6	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	
	崩壊危険度B (箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	
	崩壊危険度C (箇所)	5箇所	5箇所	5箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	4棟	3棟	4棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満

4 災害危険区域等に関する資料 / 資料4-10 地震想定

	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	4棟	3棟	4棟
(5) 火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	54人	53人	54人
		避難所外避難者数	29人	28人	29人
		避難者数計	82人	81人	82人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	10箇所	10箇所	10箇所
		断水世帯数 (直後)	418世帯	418世帯	418世帯
		※断水人口 (直後)	958人	958人	958人
		断水世帯数 (1日後)	229世帯	229世帯	229世帯
		※断水人口 (1日後)	526人	526人	526人
		断水世帯数 (2日後)	217世帯	217世帯	217世帯
		※断水人口 (2日後)	498人	498人	498人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長 (km)	0.6km	0.6km	0.6km
		機能支障世帯数	31世帯	31世帯	31世帯
		※機能支障人口	70人	70人	70人
		復旧日数 (人員1/2)	—	—	—
		復旧日数 (人員1/4)	—	—	—
	(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	7箇所	7箇所
その他の道路の被害			被害箇所数	37箇所	37箇所
橋梁 (15m以上)の被害		不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
橋梁 (15m未満)の被害		不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。					

5 避難等

資料5-1 避難場所一覧

1 指定緊急避難場所

No.	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先 (市外局 番 0162)	対象となる異常な現象の種類								想定収容 人数
				洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高 潮	地 震	津 波	大規 模な 火事	内 水 氾 濫	火 山 現 象	
1	豊富高等学校 グラウンド	豊富町字上サロベ ツ475	82-1709		○	○	○	○	○		○	407
2	豊富小学校 グラウンド	豊富町大通1	89-1707		○	○	○	○	○		○	947
3	自然公園駐車場	豊富町東4-3	82-1001		○	○	○	○	○		○	59
4	豊富町自然公園	豊富町東4-3	82-1001		○	○	○	○	○		○	59
5	屋内多目的運動場 駐車場	豊富町東3-5	82-1335			○	○	○	○		○	59
6	豊富町定住支援 センター駐車場	豊富町東1-6	82-2211		○	○	○	○	○		○	250
7	豊富町定住支援 センター 多目的 広場	豊富町東1-6	82-2211		○	○	○	○	○		○	158
8	豊富町役場駐車場	豊富町大通6	82-1001		○	○	○	○	○		○	262
9	豊富町民 センター駐車場	豊富町字西豊富	82-1355		○	○	○	○	○		○	650
10	豊富町スポーツ センター駐車場	豊富町字西豊富	82-1355		○	○	○	○	○		○	239
11	豊富中学校 グラウンド	豊富町字西豊富	82-1708	○	○	○	○	○	○	○	○	184
12	豊富町民運動公園	豊富町字西豊富	82-1355		○	○	○	○	○		○	359
13	豊富町温泉 スキー場駐車場	豊富町字温泉	82-1001	○	○	○	○	○	○	○	○	99

5 避難等 / 資料5-1 避難場所一覧

14	豊富町地域資源活用総合交流促進施設(湯の杜ぼっけ) 駐車場	豊富町字温泉	73-6850	○		○	○	○	○	○	○	99
15	兜沼小中学校 グラウンド	豊富町字兜沼	84-2007	○	○	○	○	○	○	○	○	135
16	旧庄内小中学校 グラウンド	豊富町字豊栄	82-1001	○	○	○	○	○	○	○	○	234
17	旧豊徳小学校 グラウンド跡地	豊富町字豊徳	82-1001		○	○	○	○	○		○	82
18	旧稚咲内小学校 グラウンド跡地	豊富町字稚咲内	82-1001	○	○	○	○	○	○	○	○	82

2 指定一般避難所

No.	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先 (市外局番 0162)	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすものであるか	想定収容人数	主な避難対象地区
1	豊富高等学校	豊富町字上サロベツ 475	82-1709		996	
2	豊富町共同福祉施設	豊富町東4-3	82-1728		95	
3	豊富町定住支援センター	豊富町東1-6	82-2211		193	
4	豊富町民センター	豊富町字西豊富	82-1355		260	
5	豊富町スポーツセンター	豊富町字西豊富	82-2659		230	
6	豊富中学校	豊富町字西豊富	82-1708		395	
7	豊富小学校	豊富町大通1	82-1707		382	
8	北宗谷農業協同組合本所	豊富町停車場通8	82-2112		57	
9	農業集落センター	豊富町字温泉	82-1001		49	

	(温泉)					
10	兜沼小中学校	豊富町字兜沼	84-2007		308	
11	兜沼農村環境改善センター	豊富町字兜沼	84-2326		80	
12	旧庄内小中学校	豊富町字豊栄	82-1001		331	
13	稚咲内生活館	豊富町字稚咲内	82-1001		46	

3 指定福祉避難所

No.	施設・場所名	住所	受入れ 対象者 (※)	管理担当連絡先 (市外局番 0162)	想定収容人数
1	豊富町定住支援センター (保健センター)	豊富町東1-6	要配慮者	82-3761	60
2	サロベツマイハート	豊富町西4-5	要配慮者	82-2565	50
3	特別養護老人ホーム温心園	豊富町字西豊富	要配慮者	82-2333	100
4	グループホーム和ごころ (はまなす)	豊富町字温泉	要配慮者	82-8050	40
5	豊富町在宅老人 デイサービスセンター	豊富町字兜沼	要配慮者	84-2431	50

※家族等も受入対象とする

資料5-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

No.	施設名称	所在地	災害種別(※)			備考
			洪水	津波	土砂	
1	グループホーム和ごころ (はまなす)	豊富町字温泉	○			
2	サロベツマイハート	豊富町西4-5	○			
3	豊富保育園	豊富町東1-5	○			
4	豊富町定住支援センター	豊富町東1-6	○			
5	豊富町国民健康保険診療 所	豊富町東1-8			○	
6	豊富小学校	豊富町大通1丁目	○			

※災害種別

洪水：洪水浸水想定区域内にある施設

津波：津波災害警戒区域内にある施設

土砂：土砂災害警戒区域内にある施設

6 物資・資機材・医療等

資料6-1 防災資機材保有状況

(令和6年3月現在)

資機材	数量	保管場所	資機材	数量	保管場所
土のう	1,000体	車両センター	剣先	25本	豊富支署
大型土のう	50体	車両センター	掛矢	3丁	豊富支署
土のう袋 (麻)	150枚	豊富支署	鉄ハンマー	1丁	豊富支署
土のう袋 (PP袋)	30枚	豊富支署	金てこ	3丁	豊富支署
鋼杭	20本	豊富支署	チェーンソー	3台	豊富支署
ブルーシート (大)	3枚	豊富支署	フレコンバック	30枚	豊富支署
ブルーシート (小)	1枚	豊富支署			

資料6-2 救援備蓄物資一覧

(令和6年3月現在)

番号	品名	数量	保管場所	備考
1	毛布	483	定住支援センターほか	
2	アルミブランケット	3,620	定住支援センターほか	
3	寝袋	251	スポーツセンターほか	
4	段ボールベッド	172	スポーツセンターほか	
5	可搬型発電機	7	旧消防庁舎ほか	
6	携行缶(20L)	8	定住支援センターほか	
7	コードリール	7	定住支援センターほか	
8	作業灯(投光器・台)	2	定住支援センター	
9	投光器用ランプ	10	定住支援センター	
10	LEDスタンドライト	12	定住支援センターほか	
11	ヘルメット	59	役場庁舎ほか	
12	腕章	47	役場庁舎ほか	
13	ゼッケンベスト	120	役場庁舎ほか	
14	マグネットシート	16	役場庁舎	車両用
15	拡声器	1	役場庁舎	
16	懐中電灯	68	役場庁舎ほか	
17	LED避難誘導灯	10	定住支援センター	
18	手巻き発電式充電ラジオ	48	定住支援センターほか	
19	衛星携帯電話	5	役場庁舎ほか	
20	給水用タンク(2,000L)	1	車両センター	トラックに積載して使用
21	給水用タンク(1,000L)	1	車両センター	トラックに積載して使用

22	給水用ポリタンク (20L)	51	本町ポンプ場	
23	給水用ポリタンク (20L・蛇口付)	6	本町ポンプ場	
24	給水袋 (6L)	1,970	定住支援センターほか	
25	給水袋 (5L)	1,900	本町ポンプ場	
26	電動簡易トイレ	19	定住支援センターほか	
27	電動簡易トイレ消耗品	54,000	定住支援センターほか	凝固剤、フィルム
28	段ボールトイレ	10	定住支援センターほか	
29	トイレ袋	4,700	定住支援センターほか	
30	ワンタッチテント (トイレ用)	5	定住支援センターほか	
31	ワンタッチテント (避難所用)	13	定住支援センターほか	
32	ワンタッチパーテーション	55	定住支援センターほか	
33	間仕切り	37	定住支援センターほか	
34	テント (イベント用ほか)	59	スポーツセンターほか	

資料6-3 医療機関等一覧

1 医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
豊富町国民健康 保険診療所	豊富町東1条8丁目	82-1515	内科・外科・小児科
豊富歯科医院	豊富町大通7丁目	82-3651	歯科

2 薬局

名称	所在地	電話番号	備考
えびす薬局 豊富店	豊富町東1条8丁目	82-3477	

7 通信・交通・インフラ等に関する資料

資料7-1 標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」並びに年月日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

資料7-2 ヘリコプター離着陸場所在地

1 公共用ヘリポート（常設）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
豊富ヘリポート	豊富町字西豊富	090-2699-9607

2 飛行場外離着陸場（臨時）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
豊富高等学校グラウンド	豊富町字上サロベツ 475	0162-82-1709
豊富中学校グラウンド	豊富町字西豊富	0162-82-1708
豊富小学校グラウンド	豊富町大通 1 丁目	0162-82-1707
豊富町定住支援センター 多目的広場	豊富町東 1 条 6 丁目	0162-82-2211
豊富町陸上競技場	豊富町字西豊富	0162-82-1355

8 応急・復旧

資料8-1 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通年上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位、寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を必要とする程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	

被害区分		判定基準
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
④ 農業被害	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)、草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく郭施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の協同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	

被害区分		判定基準
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港整備法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料8-2 災害復旧事業等に係る事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）	道施行1カ所 120万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	港湾	国、管理組合、市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外郭施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	漁港	国、道、市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水道	道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	公園等	〃	〃	〃	
空港法	空港	国、道、市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）	1施設 120万円以上	8/10
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10（通常）、8/10、9/10（高率該当分）
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	1カ所 40万円以上	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	1カ所 40万円以上	5/10～6.5/10（通常） 7.5/10～10/10（高率後）
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、道流堤、水路又は着底基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理の属する外郭施設、係留施設、水域施設）	1カ所 40万円以上	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	一般災害：1カ所 40万円以上 激甚災害（告示地域に限る。）：1カ所 13万円以上	2/10（一般災害）、3/10、4/10、5/10、9/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容		単位当事業費	国庫補助率
土地改良法	農業用施設	国	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
				北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円超	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円超	
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1カ所 概ね2,000万円超 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要などとき	
公営住宅法	災害公営住宅整備事業	道、市町村	災害公営住宅の整備	・天然災害の場合 滅失戸数が被災地全域で500戸以上または、一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上 ・火災の場合 滅失戸数が被災地全域で200戸以上又は一市町村全住宅の1割	建設又は買取り2/3（激甚災害の場合3/4） 借上げ2/5	
			災害公営住宅の家賃低廉化	・近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額	2/3（激甚災害の場合、当初5年間は3/4）	
	既設公営住宅復旧事業	道、市町村	既設公営住宅の再建設	再建設を行う年度の一般公営住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2（激甚災害の場合、標準税収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる。）	
			既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円（市町村の場合は190万円）		
改良住宅等改善事業制度要綱	災害復旧事業	道、市町村	既設公営住宅の再建設	再建設を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2	
			既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体での合計額が290万円（市町村の場合は190万円）		
生活保護法	保護施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2	
老人福祉法・介護保険法	老人福祉施設等	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	〃	1/2 または 1/3	
障害者総合支援法	障害者支援施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等	〃	1/2	
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃	

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村 (指定都市及び中核市を除く。)、 社会福祉法人等	助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、 児童養護施設、放課後等デイサービス事業 所等	施設整備～災害復旧費協議会1件につ き80万円以上(保育所及び幼保連携型 認定こども園、幼稚園型認定こども園 については40万円以上)	1/2又は1/3
社会福祉法 等	その他の社会 福祉施設等	〃	社会事業授産施設、地域福祉センター、生 活館、婦人保護施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につ き80万円以上	1/2又は1/3
感染症の予 防及び感染 症の患者に 対する医療 に関する法 律	感染症法予 防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
上水道施設 災害復旧費 及び簡易水 道施設災害 復旧費補助 金交付要綱	水道施設災害 復旧事業	市町村、一 部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業(原 形に復旧することが著しく困難な場合 においては、当該施設の従前の効用を復旧 するための施設を設置する事業を含む。) ○応急的に施設を設置する事業(応急的に 共同給水装置を設置する事業を含む。)	○上水道事業又は水道用水供給事業 本復旧費1,900千円(町村は1,000千 円)を超え、かつ、現在給水人口×130 円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費1,000千円(町村は500千円) を超え、かつ、現在給水人口×110円 を超えるもの	1/2～8/10
公立学校施 設災害復旧 費国庫負担 法	公立学校施設 災害復旧事業	道、 市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育 学校、高等学校、中等教育学校、特別支援 学校、大学及び高等専門学校(建物、 建物以外の工作物、土地、設備)	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島4/5)
公立諸学校 建物其他災 害復旧費補 助金交付要 綱	公立学校施設 災害復旧事業	道、 市町村	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新 築復旧工事又は補修復旧工事(構造体の補 強等による大規模なものに限る。)に伴う 応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こ ども園の使用施設	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島4/5)
都市災害復 旧事業国庫 補助に關 する基本方針	街路	道、 市町村	○都市計画法第18条、第19条又は第22条の 規定により決定された施設道路及び土地 区画整理事業により築造された道路(道路 の付属物のうち、道路上のさく及び駒止を 含む。)で道路法第18条の道路供用開始の 告示がなされていないもの ○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業 法第12条の検査を終了していないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設 等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排 水路、排水機、樋門及びその付属施設。都 市計画区域内にある地方公共団体の維持 管理に属する公園(自然公園を除く。)、広 場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において 災害により発生した土砂等の流入、崩壊等 により堆積した土砂の総量が3万 ³ m以上 であるもの、又は2千 ³ m以上の一団をなす 堆積土砂又は50m以内の間隔で連続する 堆積土砂で、その量2千 ³ m以上であるもの で、基本方針に定める条件に該当する堆積 土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃
廃棄物の処理 及び清掃に關 する法律	災害廃棄物処理 等	市町村(一部 事務組合、地 域連合含む)	災害その他の事由のために実施した生活 環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の 収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害 に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬 及び処分に係る事業等	指定市：80万円以上 市町村：40万円以上	1/2
活動火山対 策特別措置 法	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及 び排水渠(これらに直接接続するポンプ場 の沈砂池等を含む)内に堆積した降灰を収 集し、運搬し、及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
都市局所管 降灰除去事	2) 都市排水 路		都市排水路内の水路内に堆積した降灰収 集し、運搬し、及び処分する事業とする		1/2

業費補助金 交付要綱	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び 処分する事業とする		”
	4) 宅地		建築物の敷地である土地(これに準ずるも のを含む)に堆積した降灰で、市町村長が 指定した場所に集積されたものを運搬し 及び処分する事業とする		”

資料8-3 応急金融の概要

融資の名称		内容・資格・条件等				
資金の種類		内容	貸付限度(円)	据置期間	償還期間	利子
総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から6ヵ月以内	10年以内	無利子(連帯保証人が設定できない場合:1.5%)
	住居入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6ヵ月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6ヵ月以内)		
	一次生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000円以内			
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000円以内 (ただし、使途目的に応じて別表を参照)	6ヵ月以内	20年以内 (ただし、使途目的に応じ別表を参照)	無利子(連帯保証人が設定できない場合:1.5%)
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困った場合に貸付する費用	100,000円以内	2ヵ月以内	12ヵ月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後6ヵ月以内	20年以内 (貸付額に期間の上限り)	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
			(高等専門学校) 月額60,000円以内			
			(短期大学) 月額60,000円以内 (大学) 月額65,000円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%または長期プライムレートのうち低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割)保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのうち低い利率

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。

融資の 名称	内容・資格・条件等				
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉				
	使用目的	呼称	貸付限度目安	償還期間	利子
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・ 6か月以内 1,300,000円 ・ 1年以内 2,200,000円 ・ 2年以内 4,000,000円 ・ 3年以内 5,800,000円	8年以内	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
	障がい者用自動車の購入に必要な経費	障がい者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内		
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内		

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
	事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	3,030,000 団体 4,560,000		1年	7年以内
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,520,000 団体 1,520,000		6か月	7年以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%
母子父子寡婦福祉資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校（高等課程） 高等専門学校 短大、専修大学（専門課程） 大学 専修学校（一般課程）	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （1、2、3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （4、5年） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）98,500 （自宅外）115,000 短大 公立（自宅）67,500 （自宅外）96,500 私立（自宅）98,500 （自宅外）115,000 専修学校（専門課程） 公立（自宅）67,500 （自宅外）78,000 私立（自宅）89,000 （自宅外）126,500 大学 公立（自宅）71,000 （自宅外）108,500 私立（自宅）108,500 （自宅外）146,000 大学院 修士課程 132,000 博士課程 183,000 専修学校（一般家庭） 51,000	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内（専修学校（一般課程は5年以内））	無利子 ※親に貸付ける場合児童を連帯借受人とする。 児童に貸付ける場合親等を連帯保証人とする。

技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金 (例 洋裁、タイプ、栄養士等)	(一般) 月額 68,000 (特別) 一括 816,000 (12月分相当) 運転免許 460,000	知識、技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%
就業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	(一般) 月額 68,000 運転免許 460,000 (注) 就業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物及び通勤用自動車等を購入する資金	100,000 特別 330,000		1年	6年以内	親に係る貸付の場合 保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0% 児童に係る貸付の場合 修学資金と同じ
医療介護資金	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) 父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療又は介護(当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000 特別 480,000 【介護】 500,000		医療介護を受ける期間満了から6か月	5年以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間の生活補給資金	月額 141,000	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得後6か月	20年以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%
		医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金	月額 105,000	医療又は介護を受けて	医療若しくは介護終了後6か月	5年以内	

					いる 期間 中1 年以 内			
		母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間に必要な生活補給資金	月額 105,000 一括 1,260,000		252 万円を 限度	貸付 期間 満了後 6か月	8年 以内	
		失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 105,000		離職 した 日の 翌日 から 1年 以内		5年 以内	
住宅 資金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別2,000,000)			6か月	6年 以内 特別は 7年 以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%
転宅 資金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000			6か月	3年 以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%
就学 支度 資金	母子家庭 の母が扶 養する児 童 父子家庭 の父が扶 養する児 童 父母のい ない児童 寡婦が扶 養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 64,300 中学校 81,000 高等学校等 公立(自宅) 150,000 (自宅外) 160,500 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,500 大学・短大等 公立(自宅) 410,500 (自宅外) 420,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000 大学院 公立 380,000 私立 590,000 修業施設 ※中学校卒業 者(自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 ※高等学校卒業 者(自宅) 272,000 (自宅外) 51,000			6か月	20年 以内 専修学 校(一 般家 庭)、就 業施設 修業5 年以内	修学資金と 同様

融資の 名称	内容・資格・条件等						
結婚資金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	母子家庭の母又は 父子家庭の父が 扶養する児童、 寡婦が扶養する 20歳以上の子の 婚姻に際し、必要 な資金	300,000		6か月	5年 以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%

融資の 名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3%以内で条 例が定める率 〔措置期間 は無利子〕	3年 〔特別の事情が ある場合は 5年〕	10年 〔据置期間を 含む〕	月賦 半年賦 年賦
	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊（1の場合を除く） 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円				
	③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円				
④ 次のいずれかの事由の1に該当する 場合であって、被災した住居を建て直 すに際し、残存部分を取り壊さざるを 得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 2,700,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2補助 道 1/2補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3補助 道 1/3補助 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金につい ては厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内と する。 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅融資	1 融資対象者 ・次の（１）から（４）の全てにあてはまる方 （１）自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方 （２）ご自身が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方 （３）年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方					
			年収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率基準	30%以下	35%以下	
	（４）日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方 2 融資条件					
		区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース（中古）住宅購入	補修
	融資対象	住宅の規格等	居室室、台所及びトイレが備えられていること （独）住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること			
		住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	/
		築年数	/	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	/
		その他	/	/	機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	/
	融資限度額	基本融資額	建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 （購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度）	購入資金 2,650万円 （購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度）	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金 450万円
	特例加算額	建設資金 520万円	購入資金 520万円	購入資金 520万円		
返済期間	耐火準耐火木造（耐久性） 木造（一般）	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内	
	据置期間	3年以内			1年以内 （返済期間に含む）	
	融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.45% 特例加算額 年1.35%			
		補修の場合	年0.45%			
		（令和2年9月1日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください）				

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター （被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420）	独立行政法人住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後3年以内のもの ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得(法人にあっては総売上高)の過半又は粗収益が200万円(法人1,000万円)以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること ○地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化などに取り組むものとして市町村が認める者
	貸付限度額	600万円 〔ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。〕
	償還期間	15年以内(うち据置き3年以内)
	貸付利率	年0.20～0.55%(R4.9.20現在) ※ただし、国が定める災害は実質無利子となる

取扱機関	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会50,000,000円)
	償還期限	6年以内(激甚災害法適用の場合7年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
	農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))	資金使途
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬器具の復旧 ② 果樹の改植又は補植費用
	貸付限度額	ア 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 イ 1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円)
	償還期限	①15年(うち据置3年)以内 ②25年(うち据置10年)以内
	貸付利率	年0.20~0.60%(R4.9.20現在) ※ただし、国が定める災害は実質無利子となる
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設) 水産業施設資金(災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000万円 その他施設 300万円 1及び2のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	年0.20~0.60%(R3.8.19現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫 及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

8 応急・復旧 / 資料8-3 応急金融の概要

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期限	30年以内（20年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.20～0.60%（R4.9.20現在）※貸付区分等により異なる
樹苗養成施設資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期限	15年以内（5年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.20～0.55%（R4.9.20現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	貸付期間	20年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.20～0.60%（R4.9.20現在）
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） 林産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16%（R4.9.20現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	貸付期間	20年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.20～0.60%（R4.9.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫 及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接 融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。
	貸付限度	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6ヶ月
	融資利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等	
〔経営環境変化対応貸付〕 中小企業総合振興資金 〔災害復旧〕	・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件	
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であつて、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	資金用途	設備資金 運転資金
	融資金額	8,000万円 5,000万円
	融資利率	[固定金利] 5年以内 年 1.0% 10年以内 年 1.2% [変動金利] 年 1.0% (融資期間が3年超の場合選択可)
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
	信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合、農林中央金庫	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	・育児・介護休業中の方も含む ・前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協定の保証を利用する場合は前年の総収入が150万円以上の方)		・2年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者) ・前年の総所得が600万円以下の方 ・前年の総収入が150万円以上の方	・企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、一般生活費
	融資金額	120万円以内			100万円以内
	融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
	融資利率	年1.60%			年0.60%
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。		

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援制度」に基づく支援

内容・資格・条件等																			
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる</p> <p>(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (支給対象世帯① に該当)</th> <th>解体 (支給対象世帯② に該当)</th> <th>長期避難 (支給対象世帯③ に該当)</th> <th>大規模避難 (支給対象世帯④ に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>貸借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯① に該当)	解体 (支給対象世帯② に該当)	長期避難 (支給対象世帯③ に該当)	大規模避難 (支給対象世帯④ に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯① に該当)	解体 (支給対象世帯② に該当)	長期避難 (支給対象世帯③ に該当)	大規模避難 (支給対象世帯④ に該当)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援綱	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>①基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>①基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>②加算支援金：災害発生日から37月以内</p>

9 条例・要綱・要領・協定等

資料9-1 豊富町防災会議条例

昭和37年12月3日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき豊富町防災会議（以下「防災会議」という）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 豊富町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 2人
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者 1人
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 3人
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者 1人
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 6人
 - (6) 副町長 1人
 - (7) 教育長 1人
 - (8) 消防団長及び稚内地区消防事務組合消防署豊富支署長 2人
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 4人
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から町長が選任する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に、事故あるときは部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月3日から施行する。

附 則（昭和63年12月15日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月15日条例第28号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料9-2 豊富町防災会議運営規程

昭和37年3月25日規程第2号

(趣旨)

第1条 豊富町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び豊富町防災会議条例（昭和37年町条例第20号）（以下「条例」という）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である豊富町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第4条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

(委員の異動報告)

第5条 条例第3条第5項第1号、第5号の委員又は役員に異動等により変更のあつた場合はその職氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和39年3月27日から施行する。

附 則（平成19年3月26日規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

資料9-3 豊富町災害対策本部条例

昭和37年12月3日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき豊富町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月3日から施行する。

資料9-4 豊富町災害対策本部運営規程

昭和39年3月25日規程第1号

(趣旨)

第1条 豊富町災害対策本部の運営等について災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び豊富町災害対策本部条例（昭和37年豊富町条例第21号）に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副町長をもって充てる。

(災害対策本部員)

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は教育長、総務課長又は総務課参事、財政課長、町民課長、保健推進課長、農林水産課長、商工観光課長、建設課長、保育園長、国保診療所事務長、議会事務局長、教育次長をもって充てる。

(部)

第4条 災害対策本部（以下「本部」という）に次の部を置く。ただし災害の状況により一部の部を設置しないことができる。

- (1) 総務厚生部
- (2) 財務部
- (3) 現業部
- (4) 教育部
- (5) 衛生部

2 部長は各課長及び教育長、診療所長をもって充てる。

3 部に属すべき職員は、部長の属する課の係長及び係員をもって充てる。

(本部員会議)

第5条 本部員会議は、災害対策に関し災害予防及び災害応急対策の重要事項を協議しその推進にあたる。

(部の分掌)

第6条 各部の分掌は次のとおりとする。

(1) 総務厚生部

- ア 警報の発令及び伝達に関すること。
- イ 避難の勧告又は指示に関すること。
- ウ 情報に関すること。
- エ 救助物資、救助用具等の調達に関すること。
- オ 各部の総合連絡の統制に関すること。

(2) 財務部

- ア 災害対策に伴う経費に関すること。
- イ 被災に伴う税減免に関すること。

(3) 現業部

- ア 施設、設備等の応急修理、その他技術に関すること。
- イ 救援作業に関すること。

(4) 教育部

ア 罹災児童及び生徒の応急教育に関すること。

(5) 衛生部

ア 医療防疫に関すること。

イ 救護班に関すること。

附 則

この規程は、昭和39年3月27日から実施する。

附 則（平成9年3月25日規程第4号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月15日規程第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月11日規程第5号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月11日規程第6号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月22日規程第4号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月9日規程第7号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

資料9-5 北海道雪害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集及び発信
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告
9時 13時 17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区気象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

なお、雪害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の参加を要請することができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間 11月～12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間 12月～3月
- (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、「積雪速報（今後の雪）」を札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社（以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。）は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社（以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。）は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させる

ため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、要配慮者世帯の安否確認等への必要な協力など、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、SNS等による情報発信を行うほか、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想される時は、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想される時は、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、雪害の発生が予想される時は、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、雪害の発生が予想される時は、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、地域住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、Web会議の活用や連絡調整員(リエゾン)の派遣などにより当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

(1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想される時は、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から

要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

資料9-6 北海道融雪災害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告 9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、融雪災害が発生するおそれがある場合や、融雪災害発生の情報を知り、事務局が必要と認めた場合に行う。

また、事務局は必要に応じて、融雪災害に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の招集を求めることができる。

なお、融雪災害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

- (1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、「積雪速報（今後の雪）」を札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社

北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

(3) 連絡部

連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

(1) 北海道開発局及び北海道

ア 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

イ 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

(2) ダム、貯水池等（以下「ダム等」という。）水防上重要な施設の管理者（以下「ダム管理者等」という。）は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。

また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

(1) 北海道開発局及び北海道

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

(3) 関係防災機関

関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部等北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

(2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関

日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

(1) 北海道

北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(2) 北海道警察本部

北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するも

のとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

資料9-7 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）を宗谷総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても宗谷総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった場合

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2により件数のみ報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2により報告すること。

なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2により報告する。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分	
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		
発 信 担 当 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因		
気象等の状況	雨 量			
	河 川 水 位			
	潮 位 波 高			
	風 速			
そ の 他				
ライフライン関係の状況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
そ の 他				
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称) (設置日時)	月 日 時 分	設置	
	(名称) (設置日時)	月 日 時 分	設置	
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	被災世帯	被災人員
	救助実施内容			

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の 状況	自主 避難	地区名	避難場所	人数	日時	
		避難 勧告					
		避難 指示					
	(4) 自衛隊 派遣の 状況						
	(5) その他 措置の 状況						
	(6) 応急対 策出動 人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市町村職員		名			
		消防職員		名			
		消防団員		名			
		その他(住民等)		名			
	計		名				
その他	(今後の見通し等)						

別表2

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害発生日時			月 日 時 分			災害の原因			月 日 時現在		
災害発生場所											
発信	機関（市町村）名					受信	機関（市町村）名				
	職・氏名						職・氏名				
	発信日時		月 日 時 分				受信日時		月 日 時 分		
項 目			件数等	被害金額（千円）		項 目			件数等	被害金額（千円）	
① 人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明	人						海岸	箇所		
	重傷	人						砂防設備	箇所		
	軽傷	人						地すべり	箇所		
	計	人						急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全壊	棟		⑥ 水産被害	市町村工事			道路	箇所		
		世帯						橋梁	箇所		
		人						小計	箇所		
	半壊	棟						河川	箇所		
		世帯						道路	箇所		
		人				橋梁	箇所				
	一部破損	棟				小計	箇所				
		世帯				港湾	箇所				
	床上浸水	棟				漁港	箇所				
		世帯				下水道	箇所				
床下浸水	棟		公園	箇所							
	世帯		崖くずれ	箇所							
計	棟		計	箇所							
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑦ 林業被害	道有林	沈没流出	隻			
		その他	棟				破損	隻			
	半壊	公共建物	棟				計	隻			
		その他	棟				漁港施設	箇所			
	計	公共建物	棟				共同利用施設	箇所			
その他	棟		漁具（網）	件							
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha		一般民有林	林地	箇所			
			浸冠水	ha			治山施設	箇所			
		畑	流出・埋没等	ha			林道	箇所			
			浸冠水	ha			林産物	箇所			
	農作物	田	ha		その他		箇所				
		畑	ha		小計		箇所				
	農業用施設	箇所		計	箇所						
	共同利用施設	箇所		計	林地		箇所				
	営農施設	箇所			治山施設		箇所				
	畜産被害	箇所			林道		箇所				
その他	箇所		林産物		箇所						
計			その他		箇所						
計			小計	箇所							
計			計	箇所							
項 目	件数等	被害金額（千円）		項 目	件数等	被害金額（千円）					

⑧衛生被害	水道		箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公立	箇所			⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所				法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理		箇所			計	箇所		
		し尿処理		箇所						
	火葬場		箇所			⑬その他	鉄道不通	箇所		
計		箇所			鉄道施設		箇所			
					被害船舶		隻			
⑨商工被害	商業		件				空港	箇所		
	工業		件				水道	戸		—
	その他		件				電話	回線		—
	計		件				電気	戸		—
⑩公立文教施設	小学校		箇所				ガス	戸		—
	中学校		箇所				ブロック塀等	箇所		
	高校		箇所				都市施設	箇所		
	其他文教施設		箇所			計			—	
	計		箇所			被害総額				
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建物	件			
り災世帯数			世帯			危険物	件			
り災者数			人			その他	件			
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人		
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）									
	市町村名	名称				設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名										
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか										

別表3

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害・事故名											
総合振興局又は振興局											
項 目		件数等	被害金額 (千円)	項 目		件数等	被害金額 (千円)				
① 人的被害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	道 工 事	河 川	箇所					
	行方不明	人			海 岸	箇所					
	重 傷	人			砂防設備	箇所					
	軽 傷	人			地すべり	箇所					
	計	人			急傾斜地	箇所					
② 住家被害	全 壊	棟			道 路	箇所					
		世帯			橋 梁	箇所					
		人			小 計	箇所					
	半 壊	棟			⑤ 土木被害	市町村			河 川	箇所	
		世帯				道 路			箇所		
		人		橋 梁		箇所					
	一部破損	棟		小 計		箇所					
		世帯		港 湾		箇所					
		人		漁 港		箇所					
	床上浸水	棟		下 水 道		箇所					
		世帯		公 園		箇所					
		人		崖くずれ		箇所					
	床下浸水	棟		計		箇所					
		世帯		⑥ 水産被害	漁 船	沈没流出	隻				
		人			破 損	隻					
棟	計	隻									
世帯	漁港施設	箇所									
人	共同利用施設	箇所									
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	その他施設	箇所						
		その他	棟	漁具(網)	件						
	半壊	公共建物	棟	水産製品	件						
		その他	棟	その他	件						
計	公共建物	棟	計								
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha	⑦ 林業被害	道有林	林 地	箇所			
			浸冠水	ha			治山施設	箇所			
		畑	流出・埋没等	ha			林 道	箇所			
			浸冠水	ha			林 産 物	箇所			
	農作物	田	ha	その他			箇所				
		畑	ha	小 計		箇所					
	農業用施設	箇所	一般民有林	林 地		箇所					
	共同利用施設	箇所		治山施設		箇所					
	営農施設	箇所		林 道		箇所					
	畜産被害	箇所		林 産 物		箇所					
	その他	箇所		その他	箇所						
	計		小 計	箇所							
	計		計	箇所							
	項 目	件数等	被害金額 (千円)	項 目	件数等	被害金額 (千円)					

⑧ 衛生被害	水道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所		
	病院	公立	箇所		⑫ 社会福祉施設等	公立	箇所	
		個人	箇所			法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所	
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所	
	火葬場	計	箇所			鉄道施設	箇所	
計		箇所		被害船舶		隻		
⑨ 商工被害	商業	件		空港		箇所		
	工業	件		水道		戸	—	
	その他	件		電話		回線	—	
	計	件		電気		戸	—	
⑩ 公立文教施設	小学校	箇所		ガス		戸	—	
	中学校	箇所		ブロック塀等		箇所		
	高校	箇所		都市施設		箇所		
	その他文教施設	箇所		計		—		
	計	箇所		被害総額				
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建築物	件	
り災世帯数			世帯			危険物	件	
り災者数			人			その他	件	
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）							
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名								
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか								

別表4

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通年上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつにしている実際の生活単位、寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を必要とする程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	
④ 農業被害	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。	

被害区分		判定基準
④ 農業被害	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく郭施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の協同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。

被害区分		判定基準
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑪ 社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑫ 社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港整備法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料9-8 火災・災害等即報要領

〔昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官〕

〔改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応第29号〕

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

（1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を

通じて行うものとする。

- (2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5)市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として（1）の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は（2）により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

（1）様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の自己を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」または「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- (ウ) 特定事業所内の火災（(ア) 以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 庄 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由				
	負傷者 重症 人						
	中等症 人						
軽症 人							
建物の概要	構造		建築面積		㎡		
	階層		延べ面積		㎡		
焼損程度	焼損程度	全焼棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積		
		半焼棟			㎡		
		部分焼棟			建物焼損表面積		
		ぼや棟			㎡		
					林野焼損面積		
					a		
り災世帯数	世帯		気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)		台		人		
	消防団		台		人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台		人		
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等
特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()		
発生場所			
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分
消防覚知方法	気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()		
施設の概要	危険施設の 区 分		
事故の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等 人
			重症 人 (人)
			中等症 人 (人)
			軽症 人 (人)
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		
	事	自営防災組織	
	業	協働防災組織	
	所	そ の 他	
	消防本部 (署)		
	消 防 団		
	消防防災ヘリコプター		
	海上保安庁		
自 衛 隊			
そ の 他			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下、「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、

避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

(災害概況速報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者		人	重傷		人	住家	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち災害関連死		人					半壊		棟	床下浸水		棟		
		不明		人	軽傷		人	一部損壊		棟	未分類		棟			
		119番通報の件数														
	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)								
応急対策の状況	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣要請の状況															
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策															

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見
通し 等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

資料9-9 緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画

平成17年1月19日

改正 令和4年8月1日 危対第1021号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成31年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第35条の規定に基づき、北海道の大隊、統合機動部隊、北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊、札幌市消防局NBC災害即応部隊、函館市消防本部NBC災害即応部隊、旭川市消防本部NBC災害即応部隊、北海道士砂・風水害機動支援部隊（以下「大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、函館市消防本部、苫小牧市消防本部、小樽市消防本部旭川市消防本部及び釧路市消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 大隊等の編成

(道内地区)

第3 大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおり地区分けするものとする。

2 各地区の代表消防機関代行は、地区内の次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 出動に係る連絡及び調整

(2) 後方支援活動に係る連絡及び調整

(3) その他必要な事項

(連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。

(2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。

(3) 北海道から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関、代表消防機関代行を経由して行う。

(4) 各消防本部から北海道に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関代行、代表消防機関を経由して行う。

(5) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク（LASCOT）等を活用するものとする。

(大隊等の編成)

- 第5 北海道の登録隊は、別表第4のとおりとする。
- 2 地震災害における大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
 - 3 土砂・風水害における大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
 - 4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
 - 5 大隊は、「北海道大隊」と呼称するものとする。なお、大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。
 - 6 統合機動部隊は、「北海道統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
 - 7 中隊は、地区単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇地区中隊又は消火中隊等」と呼称するものとする。なお、中隊長は大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。以下同じ。）が指定するものとする。
 - 8 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」と呼称するものとする。
 - 9 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、都道府県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、代表消防機関の職員の内から大隊長が指定するものとする。
 - 10 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、「北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、苫小牧市消防本部の職員をもって充てるものとする。
 - 11 NBC災害即応部隊は、別表第9のとおり編成し、「札幌市消防局NBC災害即応部隊」、「函館市消防本部NBC災害即応部隊」、「旭川市消防本部NBC災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、札幌市消防局NBC災害即応部隊長は、札幌市消防局の職員を、函館市消防本部NBC災害即応部隊長は、函館市消防本部の職員を、旭川市消防本部NBC災害即応部隊長は、旭川市消防本部の職員をもって充てるものとする。
 - 12 土砂・風水害機動支援部隊は別表第10のとおり編成し、「北海道士砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、土砂・風水害機動支援部隊長は、札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。

(指揮体制等)

第6 大隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。
- 3 大隊長は、大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、当該大隊長が被災地に到着するまでの間とする。
- 5 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 札幌市消防局NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 函館市消防本部NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 旭川市消防本部NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 中隊長は、大隊長又は部隊長の指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。

第3章 大隊等の出動

(地震時等の出動等に係る取決め)

第7 要請要綱別表A-1、A-2並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、北海道に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第11のとおりとする。

(大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備)

第8 別表第11に定める地震等が発生し、北海道に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 北海道は、各消防本部から事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、北海道内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（別表第5）のとおり出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 各消防本部は、地震等の発生後速やかに、北海道に対して事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

- 2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から大隊又は土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 北海道は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第10）を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、北海道内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第10）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 3 前2項の場合のほか、消防庁から大隊（NBC災害における救急小隊を中心とした都道府県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした都道府県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 北海道は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 4 消防庁からエネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び当該部隊を構成する小隊の属する消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 北海道は、事前に計画された隊（別表第8）を構成する小隊の属する消防本部に対して速やかに出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊（別表第8）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 5 北海道は、消防庁から大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

（集結場所）

第9 集結場所は、別表第12のとおりとする。

（大隊及び統合機動部隊の出動）

第10 知事は、長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により大隊（又は統合機動部隊）

の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

- 2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関代行を経由して各消防本部と調整するものとする。
- 3 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。
 - (1) 統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね1時間以内に出動するものとする。
 - (2) 各地区の陸上隊は、統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、代表消防機関代行が指定した時間までに集結場所に集結し、出動するものとする。
 - (3) 代表消防機関代行は、別表第12に基づき属する地区の陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、地区構成消防本部、北海道及び代表消防機関に対して連絡するものとする。
 - (4) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、統合機動部隊及び大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

（その他の部隊の出動）

- 第11 知事は、長官から要請要綱別記様式3-1によりエネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けたエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、別表第12に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。
- 2 札幌市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により札幌市消防局NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
 - 3 函館市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により函館市消防本部NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
 - 4 旭川市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により旭川市消防本部NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
 - 5 知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第12に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

(国家的な非常災害における出動)

- 第12 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、北海道に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、北海道は、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 2 長官から出動の指示があった場合には、第10第3項に定める出動を行うほか、別表第5に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。
 - 3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関代行を經由して各消防本部と調整するものとする。
 - 4 特別編成陸上隊は、代表消防機関代行が指定した時間までに集結場所に集結し、出動するものとする。
 - 5 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。
 - 6 アクションプランが適用された場合には、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、大隊とともに出動させるものとする。

(大隊等の出動隊数の報告)

- 第13 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、代表消防機関を通じて北海道に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。
- 2 北海道は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。
 - 3 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について、別紙第2により代表消防機関代行を經由して北海道及び代表消防機関に対して報告するものとする。
 - (1) 出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先
 - (2) 出動隊数、車両及び資機材
 - (3) 集結場所到着予定時刻
 - (4) その他必要な事項

(緊急消防援助隊の車両表示)

- 第14 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

- 第15 大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長又は地区中隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。
- 2 後方支援本部は、前項の内容について北海道に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

第16 大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長（以下「大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 大隊長等又は地区中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

- (1) 被災地の被害概要
- (2) 大隊等の活動地域及び任務
- (3) 大隊等の進出拠点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第17 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。

(2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署(所)途上である旨を申し出て、別紙第3「公務従事車両証明書」を提出するものとする。

(3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。

(4) 名刺を提出した場合、後日、北海道を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

(情報共有)

第18 被災地へ出動した緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について、関係機関との情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第19 大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに大隊名（又は部隊名。以下同じ。）、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、大隊長等（NBC災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該大隊等に対して必要な指示を行う等、進出

拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第20 大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 都道府県大隊本部の設置場所
- (5) 安全管理に関する体制
- (6) 使用無線系統
- (7) 地理及び水利の状況
- (8) その他活動上必要な事項

2 大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が都道府県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、都道府県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する大隊が被災地に到着後は、大隊に帰属し、大隊長の指揮の下、大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(大隊本部の設置)

第21 大隊長は、必要に応じて大隊長を本部長とする大隊本部を設置するものとする。

2 大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

3 大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

4 大隊長は、大隊の活動内容や現場写真等を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を後方支援小隊から配置するものとする。なお、記録した情報の取扱については、「緊急消防援助隊の活動等に係る動画等による記録・情報共有体制について」（平成29年3月30日付け消防総第208号、消防広第97号、消防情第107号、消防応第46号）によるものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第22 活動時の無線通信運用体制は、別表第13のとおりとする。

2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第23 大隊の保有資機材は、別表第6及び別表第7のとおりとする。

(日報)

第24 大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第25 大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部長は、札幌市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

3 本部員は、札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。

4 後方支援本部長は、北海道及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。

5 後方支援本部は、大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 消防庁、指揮支援(部)隊長、大隊長等及び関係機関との各種連絡調整

(2) 大隊等の出動、集結及び活動に係る調整

(3) 大隊等の隊数及び人員数の集計

(4) 大隊等の活動記録の集約

(5) 各消防本部に対する大隊等の活動状況に関する情報提供

(6) 大隊等に対する災害に関する情報提供

(7) 必要な資機材等の手配及び提供

(8) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整

(9) 後方支援に係る北海道との調整

(10) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第26 後方支援中隊(小隊)は、大隊長又は部隊長の指揮の下、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 後方支援本部との連絡

(2) 宿営場所の設置及び維持

(3) 物資の調達及び搬送

(4) 車両及び資機材の保守管理

(5) 交替要員の搬送

(6) 活動の記録

(7) その他必要な事項

(相互協力)

第27 北海道及び各消防本部は、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

第6章 活動終了

(大隊等の引揚げ)

第28 大隊長は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

(1) 大隊の活動概要（時間、場所、隊数等）

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

(帰署（所）報告)

第29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、北海道及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 北海道は、道内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7章 活動報告等

(活動結果報告)

第30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 北海道は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

(高速自動車国道等の通行に係る報告)

第31 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第4により報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。

2 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、大隊の最終小隊等帰署（所）後7日以内に、北海道及び消防庁に対して報告を行うものとする。

第8章 その他

(指揮支援実施計画)

第32 指揮支援隊に係る応援等については、札幌市消防局が別に定めるものとする。

2 航空指揮支援隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

(航空部隊の応援等)

第33 航空部隊に係る応援等については、北海道が別に定めるものとする。

(事前準備)

第34 各消防本部等は、大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

(事故報告)

第35 緊急消防援助隊を編制し、出動から引揚げ開始までの間に発生した事故等の報告は、「緊急消防援助隊事故報告要領について」(令和2年6月8日付け消防広第150号)により対応すること。

附 則

この計画は、平成17年1月27日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月12日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年8月1日から施行する。

別表、別記様式(略)

資料9-10 緊急消防援助隊受援計画

平成17年1月19日

改正 令和4年8月1日 危対第1021号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第36条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、函館市消防本部（道西地区）、苫小牧市消防本部（道南地区）、小樽市消防本部（道央地区）、旭川市消防本部（道北地区）、及び釧路市消防本部（道東地区）とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

(連絡体制)

第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。

2 連絡方法は、原則として有線電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の手続き)

第4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別紙第1のとおり行うものとする。

(知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第5 北海道知事（以下「知事」という。）は、別に定める取決めにに基づき緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。

2 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び北海道内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- 3 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 4 知事は、被災地の市町村長から応援等要請の連絡がなくとも、都道府県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 6 知事は、被災地の市町村長から、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- 7 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（応援等要請のための市町村長等の連絡）

第6 被災地の市町村長は、別に定める取決めに基づき緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。

- 2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び北海道の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
- 3 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- 4 被災地の市町村長は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
- 5 被災地の市町村長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を

代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。

- 2 北海道は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村に対して通知するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

第8 被災地の市町村長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が北海道内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

- (1) 最大震度6弱以上（政令市は5強以上）の地震が発生した場合
- (2) 大津波警報が発表された場合
- (3) 噴火警報（居住区域）が発表された場合

2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第29条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が北海道内で発生した場合は、早期に北海道内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第3章 受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、北海道庁本庁舎地下1階危機管理センターに設置するものとする。

3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

4 調整本部の副本部長は、北海道総務部危機対策局危機対策課消防担当課長及び北海道に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 北海道総務部危機対策局危機対策課及び防災航空室の職員
- (2) 代表消防機関及び必要に応じて代表消防機関代行の職員

- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (4) 防災航空隊の職員
- 6 調整本部は、「北海道消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。
- 8 調整本部は、北海道災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被災状況、北海道が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、北海道内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 北海道内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 北海道災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 北海道災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 9 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。
- 10 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 11 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 13 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 14 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。
- 15 その他調整本部の設置運営については、別に定める「北海道消防応援活動調整本部設置規程」によるものとする。

(指揮本部の設置)

- 第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、

指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、北海道及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。
- 7 北海道内の防災体制及び災害対策本部主管課は、別表第3のとおりとする。

(進出拠点)

- 第11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。なお、陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
 - 3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
 - 4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

(活動拠点ヘリベース)

- 第12 航空隊の活動拠点ヘリベースは、別表第6のとおりとする。

(宿営場所)

- 第13 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第7のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
 - 3 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

- 第14 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、北海道内で活動する指揮支援隊を統括し、北海道災害対策本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理す

るものとする。

- 3 被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援本部長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 6 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 緊急消防援助隊及び道内応援隊の指揮系統については、別紙第5のとおりとする。
- 11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

（通信運用体制）

第15 北海道内の無線通信運用体制は、別表第8のとおりとする。

- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第9のとおりとする。
- 3 各消防本部の基地局呼出符号及び構成市町村は、別表第4のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

（任務付与）

第16 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長にて情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第17 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第18 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第11のとおりとする。

3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第19 ヘリコプター離着陸場所は、別表第10のとおりとする。

(燃料補給場所)

第20 調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。ただし、現地給油が必要な場合は、被災地市町村等が給油用タンクローリーの要請を行うものとする。

2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第12のとおりとする。

3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第13のとおりとする。

4 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部が北海道災害対策本部と協議の上、別途指定するものとする。

(燃料調達要請)

第21 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定に基づき要請するものとする。

2 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を締結している団体は、「北海道石油業協同組合連合会」とする。

(重機派遣要請)

第22 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、要請するものとする。

2 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

(物資等調達要請)

第23 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、災害時における物資等の供給に関する協定等に基づき要請するものとする。

2 災害時における各地区内の食料品等調達可能場所は、別表第14のとおりとする。

(増隊要請)

第24 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

(部隊移動)

第25 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別紙第3又は別紙第4のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第26 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

3 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。

5 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により北海道への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第27 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、北海道内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長に対して要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。

5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。

6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第28 調整本部は、部隊移動を行う場合は、北海道災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

- 第29 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式4-1)
- 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第7章 その他

(情報共有)

- 第30 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(災害時の体制整備)

- 第31 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(都道府県の受援計画の策定)

- 第32 知事は、北海道内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
- 3 知事は、受援計画の策定又は変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、北海道に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに北海道に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

- 第33 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊

受援計画を策定するものとする。

- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、北海道が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

(航空隊の受援計画)

第34 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、北海道緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

第35 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
- (4) 燃料補給場所位置図
- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

(都道府県の訓練)

第36 都道府県は、原則年1回、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附 則

この計画は、平成17年1月19日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月12日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年8月1日から施行する。

別表、別図、様式（略）

資料9-11 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

防災ヘリ、防災ヘリ用装備品、消防活動用装備品、防災ヘリに係る附属品及び部品並びに整備工具その他の防災ヘリの整備に必要な物品をいう。

(2) 航空消防業務

防災ヘリを用いて行う消火、救急業務、人命の救助、情報収集、輸送その他の消防の活動（これらの活動に係る訓練を含む。）をいう。

(3) 航空消防活動従事者

防災ヘリに乗り組んでその運航又は航空消防活動に従事する者をいう。

(4) 航空従事者

法第2条第3項に規定する航空従事者をいう。

(5) 救急救助員

航空消防活動従事者のうち、消防吏員の身分を有する者をいう。

(6) 自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「防災航空室」という。）が航空消防活動従事者の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(7) 共同運航機関

「北海道消防防災ヘリコプターの共同運航に関する協定」（平成30年1月9日危対第2413号及び道本地（企）第152号）に基づき防災ヘリを共同で運航する北海道警察本部警備部航空隊をいう。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 防災航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空消防活動従事者たる操縦士、整備士及び救急救助員で構成する。

3 防災航空隊に、隊長及び副隊長を置く。

4 隊長及び副隊長は、防災航空隊の構成員（以下「隊員」という。）のうち救急救助員の中から総務部危機対策局危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指定する。

(隊長及び副隊長の任務)

第5条 隊長は、防災航空隊の活動を総括するものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐するものとする。

3 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代理するものとする。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第6条 防災ヘリの運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航責任者)

第7条 防災航空室に運航責任者を置く。

2 運航責任者は防災航空室長をもって充てる。

3 運航責任者は、防災航空隊の指揮監督、防災ヘリの出発の承認、航空消防活動の中止の指示、航空機等の維持管理など、防災ヘリの運航及びその安全に関する事務を統括するものとする。

4 運航責任者に事故あるときは、防災航空室長が予め指定する者がその職務を代理するものとする。

(運航安全管理者)

第8条 防災航空室に運航安全管理者を置く。

2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、運航安全管理者に指定するものとする。

3 運航安全管理者は、防災ヘリの運航の安全を確保する観点から、運航責任者を補佐するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 運航責任者、機長その他の航空従事者に対する防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理、各種計画の立案、その他必要と認める事項に関する助言を行うこと。

(2) 飛行計画を承認すること。

(3) 防災ヘリの運航に必要な関係機関への連絡及び申請等の手続きを行うこと（北海道が要請した他機関の航空機の運航に係るものを含む。）。

(4) 上記の業務に必要な調査研究等を行うこと。

(5) その他防災ヘリの運航の安全に関すること。

4 運航安全管理者に事故あるとき、又は運航安全管理者が操縦士として防災ヘリに乗り組む場合は、防災航空室長が予め指定する操縦士がその職務を代理するものとする。

(安全担当者)

第9条 防災航空室に安全担当者を置く。

2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、安全担当者に指定するものとする。

3 安全担当者は、運航安全管理者を補佐し、防災ヘリを安全に運航するために必要な情報の収集及び整理並びに航空従事者等に対する当該情報の提供に関する業務を行う。

第4章 防災ヘリの運航

(乗務体制)

第10条 運航責任者は、防災ヘリを運航させるときは、その都度、防災ヘリに乗り組む隊員を指定するものとする。

2 運航責任者は、別に定める要件を満たす操縦士2名及び整備士1名を必ず防災ヘリに乗り組ませなければならない。

3 運航責任者は、前項の操縦士のうち1名を機長に、他の1名を副操縦士に、それぞれ指定するものとする。

(機長の責任と権限)

第11条 機長(機長に事故等があるときは、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者。以下本要綱において同じ。)は、防災ヘリの飛行につき、すべての責めに任ずる。

2 機長は、防災ヘリに乗り組む隊員及び隊員以外の者(以下「搭乗者」という。)に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

3 搭乗者は、防災ヘリの飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

(航空消防活動指揮者)

第12条 運航責任者は、防災ヘリに乗り組む隊長又は副隊長のうち1名を、航空消防活動指揮者に指定する。ただし、隊長又は副隊長を防災ヘリに乗り組ませることができないときは、防災ヘリに乗り組む救急救員の中から指定するものとする。

2 航空消防活動指揮者は、防災ヘリに乗り組んで、法その他の関係法令の規定により機長が行うこととされている権限を除き、航空消防活動の実施に関し航空消防活動従事者を指揮監督する。

3 航空消防活動指揮者は、前項の指揮監督に当たっては、隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

(出発の承認等)

第13条 機長は、飛行計画を作成したときは、運航安全管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様とする。ただし、飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

2 機長は、航空消防活動を伴う飛行計画の作成に当たっては、当該航空消防活動の内容等について航空消防活動指揮者と調整を図るものとする。

3 機長は、防災ヘリを出発させるに当たっては、運航責任者の承認を受けなければならない。

4 運航責任者は、気象の状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握し、防災ヘリの出発の可否を判断するものとする。

5 航空消防活動指揮者は、防災ヘリの出発前に、他の航空消防活動従事者に対して当該航空消防活動の目的、内容、現場の状況等について説明するものとする。ただし、出発前に説明の暇が無い場合においては、出発後速やかに説明を行うものとする。

6 航空消防活動を行うために防災ヘリを運航しようとするときは、運航責任者、機長及び航空消防活動指揮者は、他の消防隊又は救急隊及び関係機関との連携に十分配慮するものとする。

(機長及び航空消防活動指揮者の運航中の安全対策)

第14条 機長及び航空消防活動指揮者は、防災ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況及び

地理的条件、防災ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。

2 機長又は航空消防活動指揮者は、航空消防活動を中止する判断を行った場合は、速やかにその旨を運航責任者に報告するものとする。

(運航責任者の運航中の安全対策)

第15条 運航責任者は、防災ヘリの運航中は、衛星通信を活用した防災ヘリの動態を管理するシステム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び航空消防活動指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中止するよう指示するものとする。

(運航計画)

第16条 運航責任者は、航空消防活動及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、防災ヘリの運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画(様式第1号)及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画(様式第2号)により定めるものとする。

(運航範囲)

第17条 防災ヘリは、次に掲げる活動で、防災ヘリの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防衛活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 防災ヘリの運航は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第18条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航(以下「緊急運航」という。)は、緊急運航以外の運航(以下「通常運航」という。)に優先する。

2 防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに機長及び航空消防活動指揮者に連絡し、緊急運航への対応を指示するものとする。

3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

(運航に伴う報告)

第19条 航空消防活動指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書(様式第3号)を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書(様式第4号)を作成し、速やかに運航責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第20条 運航責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握に努めるものとする。

第5章 防災ヘリの整備

(整備点検等)

第21条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する整備士による整備点検を受けなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

- 2 運航責任者は、航空機等を適切に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。
- 3 運航責任者は、四半期毎の整備計画を作成しなければならない。
- 4 防災ヘリの整備点検は、航空関係法令によるほか、共同運航機関が定める規程等を準用し、適切に行われなければならない。

(整備責任者)

第22条 防災航空室に整備責任者を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、整備責任者に指定するものとする。
- 3 整備責任者は、運航安全管理者と連携して運航責任者を補佐し、航空機等の整備並びに格納庫、駐機場等の施設及び物資の保守管理を行うものとする。

(検査員)

第23条 防災航空室に検査員を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、検査員に指定するものとする。
- 3 前項の指定に当たっては、整備責任者に検査員を兼ねさせることができるものとする。
- 4 検査員は、航空機等の整備作業について最終確認するものとする。

(機付長)

第24条 防災航空室に機付長を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、防災ヘリの機体ごとに機付長に指定するものとする。
- 3 前項の指定に当たっては、整備責任者又は検査員に機付長を兼ねさせることができるものとする。
- 4 機付長は、担当する防災ヘリの整備及び管理を行うものとする。

第6章 使用手続

(使用予定表)

第25条 防災ヘリの使用(緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。)を予定する者は、毎年2月末日までに翌年度の防災ヘリの使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表(様式第5号)を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表(様式第6号)を総括管理者

に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

第26条 防災ヘリを使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書(様式第7号)により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

第27条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書(様式第8号)を交付するものとする。

第7章 安全管理等

(安全管理)

第28条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、航空消防活動の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航責任者は、隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

3 運航責任者は、毎年の航空機事故の防止に関する計画を策定しなければならない。

(隊員の心構え)

第29条 隊員は、業務に関する知識及び技量の維持向上に努めるとともに、相互に連携し、航空安全の確保を最優先にして任務を遂行するものとする。

(搭乗者の遵守事項)

第30条 搭乗者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 機体周辺及び機内では、機長等の指示に従うこと。
- (2) 承認された飛行以外の飛行を機長に要求しないこと。
- (3) 飛行中は、機内の機器、ドア又は窓にみだりに触れないこと。
- (4) 機内から書類その他の物件を投棄しないこと。
- (5) 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。

第8章 教育訓練等

(教育訓練等の実施)

第31条 総括管理者は、隊員の教育訓練等を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、航空消防活動を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(教育訓練)

第32条 運航責任者は、自隊訓練として次に掲げる教育訓練を行うものとする。

- (1) 航空消防活動従事者の技能の習得維持に必要な訓練
- (2) 航空機の安全且つ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的

に活用する措置（CRM）を円滑に実施するための訓練

(3) その他、航空消防活動従事者の安全の確保に資する訓練

(操縦士等の養成訓練)

第33条 運航責任者は、共同運航機関と協力し、操縦士及び整備士に必要な技能を習得させるため、養成訓練を行うものとする。

(操縦士の操縦技能の確認)

第34条 運航責任者は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な航空消防活動に資するため、毎年、防災航空隊の操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

(教育訓練等基本計画及び実施計画)

第35条 運航責任者は、第32条に規定する教育訓練、第33条に規定する操縦士等の養成訓練及び前条に規定する操縦士の操縦技能の確認を行うため、次に掲げる事項について定めた教育訓練等基本計画を作成するものとする。

(1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法

(2) 教育訓練等に係る安全管理対策

(3) 前各号に定めるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項

2 運航責任者は、前項の教育訓練等基本計画に基づき、毎年度、次に掲げる事項について定めた教育訓練等実施計画を作成するものとする。

(1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法

(2) 年間の教育訓練等の対象者

(3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期

(4) 前各号に定めるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

第9章 事故対策等

(捜索及び救護体制の確立)

第36条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第37条 機長は、防災ヘリの運航中に、機体の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する防災ヘリの故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第38条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣及び消防庁長官にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第10章 雑則

(記録及び保存)

第39条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災活動に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

(その他)

第40条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

資料9-12 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

- ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。
- イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。
- ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

- ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。
これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。
- イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。
- ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。
- エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関等に連絡するものとする。

(3) 航空室

- ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。
- イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。
- ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

資料9-13 救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン

(平成12年2月7日付け総務省消防庁救急救助課長発出・消防救第21号より)

第一 消防・防災ヘリコプター保有機関の出動基準

次の1～3のいずれかに該当する場合には、消防・防災ヘリコプターの保有機関は、その保有する消防・防災ヘリコプターを出動させ、救急業務にあたらせるものとする。

1. 事故等の目撃者等から(1)のいずれかの症例等の119番通報を受信した指令課(室)員が、(2)に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

(1) 症例等

① 自動車事故

- イ. 自動車からの放出
- ロ. 同乗者の死亡
- ハ. 自動車の横転
- ニ. 車が概ね50cm以上つぶれた事故
- ホ. 客室が概ね30cm以上つぶれた事故
- ヘ. 歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

② オートバイ事故

- イ. 時速35km程度以上で衝突した事故
- ロ. ライダーがオートバイから放り出された事故

③ 転落事故

- イ. 3階以上の高さからの転落
- ロ. 山間部での滑落

④ 窒息事故

- イ. 溺水
- ロ. 生き埋め

⑤ 列車衝突事故

⑥ 航空機墜落事故

⑦ 傷害事件(撃たれた事件、刺された事件)

⑧ 重症が疑われる中毒事件

⑨ バイタルサイン

- イ. 目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(ジャパンコーマスケールで30以上)
- ロ. 脈拍が弱く、かすかにしか触れない、全く脈がないこと
- ハ. 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く浅い呼吸をしていること、呼吸停止
- ニ. 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

⑩ 外傷

- イ. 頭部、頸部、躯幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- ロ. 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む。）の切断
- ハ. 麻痺を伴う肢の外傷
- ニ. 広範囲の熱傷（体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷）
- ホ. 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
- ヘ. 意識障害を伴う外傷

⑪ 疾病

- イ. けいれん発作
- ロ. 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）
- ハ. 新たな四肢麻痺の出現
- ニ. 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

(2) 地理的条件

- ① 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。）内であること
- ② ①には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプターを搬送すると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること

2. 1に該当しない場合であっても事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合

3. 現場の救急隊員から要請がある場合

第二 消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関の要請基準

消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関は、第一の1～3のいずれかに該当する場合には、可及的速やかに航空隊（消防・防災ヘリコプター保有機関）に消防・防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

資料9-14 ドクターヘリ要請基準

1. 出血のうち顔面蒼白や呼吸困難の様相を呈するもの
2. 意識消失（疼痛刺激でも覚醒しない）
3. ショック（血圧低下、脈拍上昇）
4. 心臓、肺の激痛（胸痛）
5. 痙攣
6. 事故で閉じ込められ救出を要するような場合、高所からの墜落
7. はっきり重症とわかる患者、又は負傷者が2名以上いる場合
例) 損傷により体腔が開放になっている。(頭蓋骨、胸腔、腹腔)、大腿骨骨折、骨盤骨折、脊椎骨折、胸郭の骨折、開放骨折すべて、銃創、刺創、殴打など
8. 重症出血（創部、消化管、生殖器）
9. 中毒
10. 熱傷
11. 電撃症、落雷
12. 溺水
13. 歩行者が車等により時速35km以上の速度でぶつけられた場合、又は3 m以上はねられた場合
14. その他生命に関わると疑う理由があるとき

(注) 本要請基準による消防機関の出動要請については、出動後、患者の状態が改善され、ドクターヘリが帰投する場合があっても、要請した消防機関に対し何ら責任を求めるものではない。本格的治療の開始時間を短縮する目的のため、少しでも条件を満たすと思われる場合には出動要請が行われることが必要である。

資料9-15 被災宅地危険度判定実施要綱

平成29年7月21日 改正
被災宅地危険度判定連絡協議会

(目的)

第1条 この要綱は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 四 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、当該市町村を管轄する都道府県の災害対策本部に設置する組織をいう。

(危険度判定の責任体制等)

第3条 この要綱による危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。

- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 危険度判定の実施に係る経費については、原則として宅地判定士の派遣を要請した市町村及び都道府県が負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町村及び都道府県と十分協議するものとする。

(連絡支援体制等)

第4条 都道府県は、管下の被災した市町村の要請により、当該市町村の区域内における危険度判定活動を支援し、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときには、必要に応じて、他の都道府県に対して宅地判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し宅地判定士の派遣等について調整を要請することができる。ただし、市町村の要請が無い場合でも必要に応じて都道府県が積極的に危険度判定活動を指導・指揮できるものとする。

- 2 国土交通省は、都道府県から前項の要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範

困にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、あわせて都道府県及び独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）に宅地判定士の派遣を要請するものとする。

- 3 都道府県は、管下の被災した市町村、他の都道府県又は国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。
- 4 都市再生機構は、国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。

（都道府県が市町村支援等を行うことが困難な場合における支援体制等）

第4条の2 都道府県は、前条第1項の規定による市町村への支援又は指導・指揮することが困難な場合は、国土交通省に対して支援を要請することができる。

- 2 国土交通省は、前項の規定による要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援し、指導・指揮することができる。ただし、必要な場合は、同項の要請を待つことなく、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援し、指導・指揮することができるものとする。
- 3 国土交通省は、前項の規定による支援を行う場合は、都市再生機構又は公益社団法人全国宅地擁壁技術協会（以下「宅地擁壁技術協会」という。）に対して協力を要請することができる。
- 4 都市再生機構及び宅地擁壁技術協会は、国土交通省から協力の要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援することができる。

（判定結果の表示等）

第5条 市町村長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

（被災宅地危険度判定士）

第6条 都道府県知事及び都市再生機構理事長（以下「都道府県知事等」という。）は、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、別に定める被災宅地危険度判定実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、当該宅地を調査し、その危険度を判定するため、あらかじめ宅地判定士を登録するものとする。

- 2 宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者で、実施マニュアルに規定する宅地判定士の業務を実施する能力があり、次の各号いずれかに該当する者は、第11条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を受講し、修了した後、その居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県知事に、被災宅地危険度判定士登録申請書及び別に定める書類（以下「申請書等」という。）を提出することにより、前項の登録を受けることができる。

ただし、都市再生機構の職員である者が前項の登録を受けようとするときは、その居住地又は勤務先の所在地にかかわらず、都市再生機構理事長に申請書等を提出し、登録を受けるものとする。

- 一 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに該当

する者

- 二 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
 - 三 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、申請書を提出しようとする都道府県知事等が認めた者
 - 四 その他、建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として都道府県知事等が認めた者
- 3 都道府県知事等は、前項の申請書等の提出を受けたときは、速やかに第1項の登録を行い、被災宅地危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。
 - 4 都道府県知事等は、第2項及び第3項の規定によらず、学識経験者等の第2項各号と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録し、登録証を交付することができる。
 - 5 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日（前項に該当する場合にあっては、都道府県知事等が認めた日）から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。
 - 6 宅地判定士登録の詳細に関しては、別に定める要領による。

（宅地判定士登録の更新）

- 第7条 前条第1項による登録の有効期間終了の後も、引き続き宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、現に有効な登録の有効期間の終了までに、講習会を受講し、修了した場合、又は都道府県知事等が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合、その登録を受けている都道府県知事等に、被災宅地危険度判定士登録更新申請書及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出することにより、登録を更新することができる。
- 2 都道府県知事等は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、すみやかに第6条第1項の登録を行い、新たな登録証を交付するものとする。
 - 3 前項による登録の有効期間は、前条第5項に準ずる。

（宅地判定士名簿）

- 第8条 都道府県知事等は、前二条により宅地判定士の登録を行った場合には、すみやかに別に定める事項を被災宅地危険度判定士名簿（以下「名簿」という。）に記載しなければならない。

（名簿記載事項の変更）

- 第9条 宅地判定士は、前条に定める名簿記載事項に変更を生じたときは、第3項に該当する場合を除き、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届出書及び登録証（以下「届出書等」という。）を、登録を受けた都道府県知事等に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、すみやかに名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付しなければならない。

3 宅地判定士は、登録をその居住地の都道府県知事に受けている場合にあつては、都道府県を越えて居住地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を居住地の都道府県以外の都道府県に存する勤務先の所在地の都道府県知事に変更しようとするとき、及び登録をその勤務先の所在地の都道府県知事に受けている場合にあつては、都道府県を越えて勤務先の所在地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を勤務先の所在する都道府県以外の都道府県に存する居住地の都道府県知事に変更しようとするとき、並びに都市再生機構職員である者が職員でなくなったときは、届出書等を、新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出するものとする。

また、宅地判定士が新たに都市再生機構の職員となったときには、届出書等を都市再生機構理事長に提出するものとする。

4 都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、第8条に準じその内容により名簿の記載を訂正するとともに変更前の登録を行なっていた都道府県知事等に通知し、あわせて記載事項を変更した登録証を届出書を提出した宅地判定士に交付しなければならない。

5 都道府県知事等は、第6条第2項第3号及び第4号に該当し、同条第1項の登録を受けた宅地判定士又は同条第4項により登録を受けた宅地判定士に、第3項に該当する変更が生じたときは宅地判定士の登録を取り消さなければならない。

(登録証の再交付)

第10条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又はやむを得ない事情により滅失した場合には、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書を、登録を受けた都道府県知事等に提出し、新たな登録証の交付を受けることができる。

2 都道府県知事等は、前項の申請書の提出を受けたときは、すみやかに新たな登録証を交付しなければならない。

3 登録証を紛失し、前項の規定により新たな登録証の交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証が発見された場合にはすみやかに発見した登録証を新たな登録証の交付を受けた都道府県知事へ届け出なければならない。

(講習会)

第11条 都道府県、協議会等は、この要綱に基づき運用される制度に協力しようとする者に対して、危険度判定の実施に必要な知識を修得させるため、講習会を実施することができる。

(宅地判定士の災害補償)

第12条 協議会は、宅地判定士が危険度判定の実施により死亡し、負傷し又は危険度判定の実施に起因する疾病に罹った場合に係る補償制度を整備しなければならない。

2 前項の補償制度の詳細に関しては、別に定める細則による。

(判定調整員)

第13条 都道府県知事等は、危険度判定の実施に当たり、宅地判定士である者で次項の業務を適正に行うことができると認めた者を、被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）として認定するものとする。

- 2 判定調整員は、実施マニュアルに基づき、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。
- 3 都道府県知事等は、判定調整員を認定したときは、認定年月日を、名簿に記載しなければならない。

(被災宅地危険度判定地域連絡協議会)

第14条 都道府県及び市町村等は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対しこの要綱を円滑に運用するため、都道府県、市町村等の相互の連絡調整のための体制を整備するものとする。

(都道府県実施要綱等)

第15条 この要綱による危険度判定実施の詳細に関しては、実施マニュアル等の別に定める細則による。

- 2 都道府県知事等は、この判定制度の的確な実施を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置付けるとともに、この要綱及びこの要綱により定めることとされている細則等に含まれない、都道府県等における特殊な状況により必要となる事項を規定する細則として、都道府県等ごとに実施要綱を定めるものとする。

(雑則)

第16条 都道府県知事は、管下の市町村長が地域防災計画を踏まえ、この要綱に基づく危険度判定の実施に関しあらかじめ計画等を策定する場合に、必要な助言を行うことができる。

- 2 協議会は、判定制度の目的を達成するために、必要な連絡調整に努め、この要綱が適正に運用されるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年2月6日から施行する。
- 2 協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。
- 3 都道府県知事等は、平成15年3月31日までに前項の体制を整備しなくてはならない。
- 4 第2項に定める間、第6条第2項の申請書等及び第7条第1項の更新申請書等並びに第9条第3項の届出書等は、協議会会長に提出するものとする。
- 5 第2項に定める間、第6条第3項及び第7条第2項並びに第9条第4項の「都道府県知事等」を「協議会会長」に、第9条第4項の「協議会会長」を新たな登録先として届出者が指定した都道府県知事等にそれぞれ読み替えるものとする。
- 6 協議会会長は、前項の読み替えにより第6条及び第7条の登録を行った場合には、第8条に準じ記載した名簿を、次項又は第7項により指定された都道府県知事等に送付するものとする。
- 7 第4項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者は、第2項の期間終了

後に登録されるその居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県をあらかじめ指定することができる。

- 8 前項の指定を行わずに登録を受けた者は、申請の時点におけるその者の勤務先の所在地の都道府県を前項により指定したものとみなす。
- 9 前二項にかかわらず、第4項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者が都市基盤整備公団の職員である場合には、第7項の指定の有無にかかわらず、同項により都市基盤整備公団を指定したものと見なす。
- 10 第2項により協議会会長が行った業務は、同項の期間終了後、第7項又は第8項により指定された都道府県知事等が行ったものとみなす。
- 11 都道府県知事等は、第2項の期間中、第6条第2項第3号及び第4号並びに第6条第4項の規定による認定を行うことができないものとする。

附 則

- 1 この改正による新たな要綱は、平成11年6月3日から施行する。
- 2 都市基盤整備公団の職員であって、平成11年6月3日に、すでに宅地判定士として登録を受けている者については、登録時に改正後の附則第7項により指定を行い登録されたものと見なす。
- 3 前項に該当する宅地判定士については、名簿を訂正し、あわせて記載事項を訂正した新たな登録証を交付するものとする。

附 則

この改正による新たな要綱は、平成13年5月31日から施行する。

附 則

この改正による新たな要綱は、平成14年5月20日から施行する。

附 則

- 1 この改正による新たな要綱は、平成16年10月5日から施行する。
- 2 協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。
- 3 都道府県知事等は、原則として平成18年3月31日までに前項の体制を整備しなければならない。

附 則

この改正による新たな要綱は、平成19年10月22日から施行する。

附 則

この改正による新たな要綱は、平成21年8月21日から施行する。

附 則

この改正による新たな要綱は、平成29年7月21日から施行する。

資料9-16 北海道震災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める、「被災建築物応急危険度判定要綱」及び「北海道地域防災計画（地震防災計画編）」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 応急危険度判定（以下、「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 判定実施の決定

市町村の災害対策本部長（市町村長）は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、判定実施の要否を判断し、判定を要すると判断したときは判定実施を宣言するとともに、応急危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

第4 実施本部の設置

1 災害対策本部長が判定の実施宣言を行ったときは、実施本部長は、直ちに支援地方本部長（第5第1項参照）に実施本部の設置と判定実施の決定について通知するものとする。

2 実施本部長は、指揮監督する職員の決定、判定実施計画の策定、応急危険度判定士等の受け入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行うものとする。

3 実施本部長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、支援地方本部長に応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーター（以下「応急危険度判定士等」という。）の支援を要請することができる。

4 実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」（以下、「実施本部業務マニュアル」という。）による。

第5 支援地方本部の設置と役割

- 1 地震の発生によって道災害対策地方本部が設置されたとき又は（総合）振興局長が必要と判断したときは、同地方本部の下に震災建築物応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）を設置するものとする。
- 2 支援地方本部長は、実施本部長からの支援要請を受けて、（総合）振興局支援実施計画の作成及び支援の実施を行うものとする。
- 3 支援地方本部長は、実施本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。
 - (1) 支援本部長に対する第一次派遣の要請（第6第3項（1）参照）
 - (2) 管内の市町村長に対する支援要請及び民間判定士に対する参集要請
 - ア 管内の市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請
 - イ 北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会（以下「地区協議会」という。）の会員である建築関係団体（以下「地域建築関係団体」という。）に対する会員判定士の参集についての協力要請
 - ウ 地域建築関係団体に所属しない管内民間判定士に対する参集要請。
- 4 支援地方本部長は、被害が大規模で広範囲にわたること等により、応援が必要であると判断した場合は、支援本部長に応急危険度判定士等の支援を要請するものとする。
- 5 支援地方本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援地方本部業務マニュアル」（以下「支援地方本部業務マニュアル」）による。

第6 支援本部の設置と役割

- 1 地震の発生によって北海道災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と判断したときは、同本部の下に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するものとする。
- 2 地震の発生によって北海道災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と判断したときは、同本部の下に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するものとする。
- 3 支援本部長は、支援地方本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。
 - (1) 「北海道震災建築物応急危険度判定士派遣候補者名簿作成要領」による派遣候補者名簿登載の特定行政庁等に対する判定士の第一次派遣の要請
 - (2) 被災していない（総合）振興局管内市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請
 - (3) 北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会（以下「全道連絡協議会」という。）の会員である建築関係団体（以下「全道建築関係団体」という。）に対する会員判定士の参集についての協力要請。
 - (4) 全道建築関係団体に所属しない道内民間判定士に対する参集要請。
 - (5) 道・東北ブロック会長県を通じての他の都府県等に対する支援要請及び国土交通省に対する支援要請。
- 4 支援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援本部業務マニユ

アル」(以下「支援本部業務マニュアル」という。)による。

第7 支援地方本部を設置しない(総合)振興局の役割

支援地方本部を設置しない(総合)振興局は、支援本部長から応急危険度判定の実施に関する情報を受けた時は、速やかに管内市町村及び地域建築関係団体に対し情報提供するとともに、支援本部長から支援要請に対し必要な対応を行うものとする。

第8 実施本部を設置しない市町村の役割

実施本部を設置しない市町村は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、所属判定士の派遣等について支援するものとする。

第9 全道建築関係団体、地域建築関係団体の役割

全道建築関係団体、地域建築関係団体は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、会員判定士の参集について協力するものとする。

第10 判定の基準及び震前計画の作成等

- 1 判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会(以下、「全国協議会」という。)が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、「実施本部業務マニュアル」による。
- 2 市町村は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、資機材の量等を検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危険度判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。
- 3 道は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
- 4 道は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震発生から判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

第11 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

具体的な実施体制等については、「実施本部業務マニュアル」による。

第12 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国協議会が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による。

第13 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等は、「実施本部業務マニュアル」、「支援地方本部業務マニュアル」及び「支援本部業務マニュアル」による。

第14 応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

第15 判定資機材の調達、備蓄

1 市町村は、判定実施のため、次に示す判定資機材等を備え、あらかじめ市町村内の複数の箇所への備蓄に努めるものとする。

(1) 判定街区マップ、判定調査表、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等

(2) ヘルメット、クラックスケール、傾斜計、油性ペン、蛍光ペン、バインダー、ガムテープ、マスク等

(3) 被災街区までの移動車両、自転車等

2 道は、市町村と協力して判定資機材の備蓄に努めるものとする。

第16 他の被災都府県に対する支援に関する事項

1 道は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は他都府県から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、応急危険度判定応援本部（以下「応援本部」という。）を設置するとともに、市町村や全道建築関係団体等と協力し、必要な支援を行うものとする。

2 応援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定応援本部業務マニュアル」による。

第17 応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担するものとする。

第18 全道連絡協議会及び地区協議会による支援体制の確保

全道連絡協議会及び地区協議会は、道内外で実施される応急危険度判定に際し、迅速かつ的確な支援を行うことができる体制を確保するために必要な業務を行う。

第19 その他

1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所用の措置を講じるものとする。

2 道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発をはかるとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携をはかるものとする。

- 3 この要綱に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。
- 4 この要綱は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年3月24日から施行する

附 則

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

資料9-17 災害義援金募集委員会及び事業要綱骨子

別記 北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第31条の2第2項及び北海道地域防災計画第32節災害義援金募集(配分)計画に基づき北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道支部」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めるとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字社北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)に関する委託協定

(昭和34年9月1日 甲北海道知事 乙日赤北海道支部長)

資料9-18 災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体
北海道災害義援金募集委員会とする。
(事務局：日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別
募集する義援金は原則として現金とする。
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口
各構成団体(同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。
ただし、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書(免税領収書)の発行手続きをとるものとする。
(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。
(2) 委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が開設する義援金口座に送金するものとする。
- 11 広報・周知
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においても、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。
(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジ

オ、テレビその他の方法により公表する。

12 義援品の取り扱い

義援品は原則として取扱わない。

13 経費

各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。

14 その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

資料9-19 応援協定一覧

市町村名	協定の名称	協定相手方	協定区分						
			職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧
道内 179市 町村	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道	○	○	○			○	
	災害時の応援に関する協定	北海道・北海道財務局	○		○				
	北海道地方における災害時の応援に関する申合わせ	北海道開発局	○		○			○	
	災害対応自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)					○		
豊富町	天塩の国会議相互援助協力に関する協定	中川町、天塩町、遠別町、幌延町	○	○		○		○	
	災害時における救援物資提供に関する協定	大塚食品(株)札幌支店		○					
	災害時等における無人航空機による協力に関する協定	(株)エゾリユウ							ドローンによる情報収集
	災害発生時における豊富町と豊富郵便局の協力に関する協定	豊富町内郵便局			○		○	○	
	災害等の発生時における豊富町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定			○		○	○	
	災害時協力協定	(一財)北海道電気保安協会						○	
災害時における物資の緊急・救授輸送等に関する協定	(一社)旭川地区トラック協会、旭川地区トラック協会稚内支部			○					

災害時における支援協力に関する協定	豊富建設業協会	○						○	
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北宗谷農業協同組合		○		○	○	○		
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	宗谷地方石油業協同組合豊富支部		○		○	○	○		
災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	(株)セコマ		○	○					
災害時における一時避難所としての使用に関する協定	北宗谷農業協同組合						○		
パーキングシェルターにおける協働事業の実施に関する細目協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)、北海道開発局稚内開発建設部		○			○			
災害時における施設使用等に関する協定	(社福)豊富町社会福祉協議会						○		
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	北海道、(一社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部							○	
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	北海道、(公社)日本下水道管路管理業協会							○	
福祉避難所の指定に関する協定	(株)和ごころ、(株)栄光福祉会						○		
福祉避難所の指定に関する協定	(社福)豊富福祉会 特別養護老人ホーム 温心園						○		
福祉避難所の指定に関する協定	(社福)サロベツ福祉会 サロベツマイハート						○		
大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)	○						○	
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)						○		
災害時における応急仮設住宅	(一社)日本ムー								「応急仮設住

	(移動式木造住宅)の建設に関する協定	ビングハウス協会										宅の建設」
--	--------------------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------

10 様式

様式1 気象通報受理簿（兼送信票）

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	主担当	副担当	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後				電話・電報・IP告知 連絡 その他（ ）	
発信者				受信者	印	
予警報の 種 類				発表時刻	時 分 発表機関	
受 理 事 項						

処 理 方 法						

様式2 避難所収容台帳

(避難所：)

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計	(日間)					

- 注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

様式3 避難所設置及び収容状況

(豊富町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関 月 日から 月 日まで	実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
計		既存建物					
		野外仮設					

注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。

2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

様式4 物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

豊 富 町

品 目		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

様式 5 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

豊 富 町

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支出額	備考	
		名 称	借 上 費			修 繕 費					燃料費
			数量	所有者 (管理 者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概要			
	人			円		円		円	円		
計											

注1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。

2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

様式6 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

豊 富 町

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
	全壊（焼）												
流失													
半壊（焼）													
床上（下）浸水													

様式7 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

年 月 日 時現在

豊 富 町

品目	世帯 単価	人世帯				人世帯				人世帯				計				備考
		数		金		数		金		数		金		数		金		
		量	世帯数	所要数	金額	量	世帯数	所要数	金額	量	世帯数	所要数	金額	量	世帯数	所要数	金額	
計																		

- 注) 1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
- 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
- 3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

様式8 物資の給与状況

物資の給与状況

年 月 日 時現在

豊 富 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

⑩

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

様式9 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印 _____

連絡先 (避難所・電話番号等) _____

給付 (貸与) 年月日	品 名	数 量	備 考

様式10 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

災害の状況・派遣理由		覚 知		年 月 日 時 分		要請機関名			
		災害発生日時		年 月 日 時 分		担当者職氏名			
		災害発生場所				連絡先		TEL FAX	
		災 害 名							
		災 害 発 生 状 況							
		措 置 状 況							
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況		離着陸場名							
		特記事項		(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)					
必要とする資機材				現地での資機材確保状況					
				特記事項					
傷病者の搬送先				救急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況		他に応援している機関名							
		現場付近で活動中の航空機の状況							
現地最高指揮者		(機関名)		(職・氏名)					
無線連絡方法				(周波数)		Hz			
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

様式11 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号
年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航容量第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時									
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	【地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況 ・ 措置状況									
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

様式12 救急患者の緊急搬送情報伝達票

第 報

要請日時	令和 年 月 日 時 分				
1 要請市町村名	豊富町	電話		FAX	
担当課・職・氏名		職名		氏名	
2 依頼病院名				電話	
所在地				FAX	
担当医師名・科名				担当課 氏名	
3 受入病院名				電話	
所在地				FAX	
担当医師名・科名				直通内線番号	
受入病院の了承 ふりがな	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
4 患者氏名	生年月日	年 月 日	歳		
	体重	kg	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業	
住所				感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
病名			<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来：	月 日	
経過				血圧： mmHg	脈拍： 回/分
				呼吸： 回/分	体温： ℃
	意識レベル (JCS)：				
航空機による搬送 が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 (主な理由：)				
気圧変化	<input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り ()				
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)					
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：)					
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：)					
6 付添乗者	氏名	性別	年齢	体重	その他
医師			歳	kg	<input type="checkbox"/> 研修医 (理由：)
看護師			歳	kg	
付添人			歳	Kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資機材名	有	数量	総重量	要電源	特記事項
①点滴			kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸血ポンプ有あり 80以上サイズ × (cm)
②シリンジポンプ			kg	<input type="checkbox"/>	
③酸素ボンベ			kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④モニター類			kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他
⑤保育器			kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)
⑥人口呼吸器			kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)
⑦救急バック			kg	<input type="checkbox"/>	
⑧その他			kg	<input type="checkbox"/>	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院：			メモ	
	受入病院：				

※市町村はNo. 1～No. 7 の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No. 4「経過」、No. 5 についてラン内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

様式13 自衛隊災害派遣要請の依頼について

第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

豊 富 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

様式14 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

豊 富 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分